

I

工事概要及び範囲

1. 工 事 場 所

茅部郡森町字砂原1丁目183-1

2. 工 事 範 囲

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

	名 称	構造種別・階数	数 量	単 位	備 考
○	市営住宅屋根外壁等改修工事（区勢崎団地5棟）	RC造3階建	1,056.46	m ²	共同住宅 12戸
		1 直接仮設工事の内、外壁改修 養生他の5/11(0.45)分	2 撤去工事の内、既存塗膜撤去	外壁・軒天他	
	令和7年度対象工事	3 外壁断熱改修工事の内、施工数量調査（外壁改修）・KW1・2・3の製品代（運搬費共）、KW3は6か所分			
		10 樹木伐採伐根工事の内、犬走り 根切り	以上に関する	11 発生材処理	

内訳

	名 称	構造	階数	型別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考
				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	
				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	
				2DK	戸	m ²	
				2LDK	戸	m ²	
				3LDK	戸	m ²	
				住戸部計	0 戸	m ²	

3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無

● 有 ○ 無

4. 指定部分工事

(1) 工事範囲

(2) 指定工期

契約日より 令和 年 月 日 まで

5. 別 途 工 事

6. 施 工 区 分（分離発注の場合のみ記入）

※ 下記●は、工事対象範囲を示す。

工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜き等及びみね等の充填	○	○	○	○	補強は建築
上記の補強	○	○	○	○	
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	○	○	○	○	埋込電灯、スピーカー、ファン等
設備機器用天井、壁、床仕上材の切込	○	○	○	○	補強は建築
設備用天井、床点検口	○	○	○	○	
防火戸用煙感知器、自動閉鎖装置	○	○	○	○	
設備機器用基礎	○	○	○	○	
ルーフレイン排水金物	○	○	○	○	配管は衛生
流し台、ユニットバスの排水トラップ	○	○	○	○	接続は衛生
木製建具枠の取付け	○	○	○	○	木製建具枠のレールの欠込は建築
換気扇等取付枠	○	○	○	○	
同上 防雪フード	○	○	○	○	
外壁面入排気ガラリ及び防風板	○	○	○	○	
水道検針盤	○	○	○	○	
灯油集中盤への配線接続	○	○	○	○	

II

各 工 事

1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官

房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書 最新版（各工事編）」（以下「標準仕様書」という）、

「公共建築改修工事標準仕様書 最新版（各工事編）」（以下、改修標準仕様書」という）、「建築物解体工事共通仕様書 最新版」（以下「解体共通仕様書」という）及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書（最新版）」による。

2. 特記事項の適用については次による。

(1) 章は○印を、項目は▷ 印を塗りつぶしたものを適用する。

(2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は＊ 印をつけたものを適用する。

(3) 特記事項で○印を塗りつぶしたものと、＊ 印のつけたものがある場合は、共に適用する。

(4) 特記事項に記載の（ ） 内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。

3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。

4. 本工事における工事監理業務委託の有無 ＊ 有 ○ 無

5. 次の場合に該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。

ただし、概数の確定による変更は除く。

(1) 設計図書間に不一致等がある場合

7. 設計図書に記載されている内容が数量総括表等と一致しない、又は脱漏している場合等

(2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合

7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等

4. 設計図書のとおり施工することにより施設利用者又は使用者の利便性、安全性を損ねることが判明した場合等

9. 受注者からの提案に基づく施工方法が設計図書のとおり施工することより経済性、工法的に合理性があると判明した場合等

(3) 関係機関等との協議結果による工法変更及び仮設工変更等がある場合

なお、大空間等の仮設工事において施工条件に変更が生じた場合や受注者からの提案がより経済性や工法的な合理性に優れていると認められる場合は、原則として設計変更の対象とする。

6. 関係法令等

(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。

・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）

・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）

・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「リサイクル法」という）

・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という）

・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」という）

・ ダイオキシン類対策特別措置法

・ 労働安全衛生法

・ 大気汚染防止法

・ 騒音規制法

・ 振動規制法

・ 水質汚濁防止法

・ 石綿障害予防規則

・ 特定化学物質等障害予防規則

・ 建築基準法

・ 環境基本法

・ 土壌汚染対策法

・ 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。

7. 工事に係る留意事項及び施工条件は、次のとおりとする。

は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図りながら原因究明に努めること。

また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。

(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定

室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、報告すること。

【測定対象化学物質の種類及び指針値】

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値（25℃の場合）
ホルムアルデヒド	0.08ppm（100μg/m ³ ）
トルエン	0.07ppm（260μg/m ³ ）
キシレン	0.05ppm（200μg/m ³ ）
エチルベンゼン	0.88ppm（3,800μg/m ³ ）
ステレン	0.05ppm（220μg/m ³ ）
パラジクロロベンゼン	0.04ppm（240μg/m ³ ）

※パラジクロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用

濃度測定　○ 行う　● 行わない

測定箇所　（　　）箇所　※測定する位置は、図示による。

測定回数　＊ 1回　○ 2回

測定時期　※ 測定を行う時期は、工事監督員の指示による。

測定方式　拡散法（パッシブ方式）または厚生労働省が示す標準的な測定方法（アクティブ方式）により実施すること。

分析方法　厚生労働省の示している分析方法による。

（測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正（ホルムアルデヒド）を行うこと。

3. 地域材の優先使用

本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を監督員に報告すること。

地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。

4. 合法木材の使用

木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。

また、木材の合法性の証明は、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。

設計図書等に指定されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とする。

6. 品質計画

建築基準法に定められた区分等

・ 風 速（V₀＝ 34 m/s）

・ 地表面粗度区分（○ I ○ II ● III ○ IV）

・ 垂直積雪量（ 70 cm）

7. 工事写真

工程写真及び完成写真は、北海道建設部監修修繕工事記録写真撮影要領による。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、當繕工事記録写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」によるものとする。

8. 技能士

(1) 技能士の適用は次の職種とし、従事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告する。

ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。

<職種>

型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上施工・サッシ施工・ガラス施工・表装・塗装・建築板金・スレート施工・石材施工・建築大工・とび・左官・ブロック建築・タイル張・ALCパネル施工・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・れんが積み施工・冷凍空調和機器施工・建築配管・熱絶縁施工・建築板金（ダクト板金）

(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記（1）の書面に添付する。

(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

9. 施工中の安全確保及び環境保全等

受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努める。

(1) 労働者の安全衛生教育の徹底を行う。

(2) 工事現場の安全パトロールの励行を行う。

(3) 建設機械器具などの危害防止処置の徹底を行う。

(4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。

(5) 公害防止に努める。

(6) 公道の汚染防止に努める。

10. 交通安全管理

(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議する。

受注者は、工事の施工中の交通事故防止のため交通安全管理に努め、次の事項を遵守する。

(1) 工事着工するに当たり、出来るだけ速やかに工事の施工中の交通安全管理計画を策定し監督職員に提出する。

なお、計画の策定は資材搬出入運行路線・点検体制・その他車両運行に係る安全対策等について道路管理者等関係機関と十分な事前協議を行い、以後も常に連絡を密にとりながら適切な処置を講じるものとする。

(2) 常に下請負人も含め工事施工中の交通安全管理状況の把握に努め、管理状況を適宜工事監督員に報告する。

(3) 工事に関連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告する。

(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等に伴う交通事故防止に努める。

(5) 建設機械（ブルドーザ、バクヤク等）は、排気ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。

11. 工事完成時の提出図書等

工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。

(1) 完成図関係

・ 完成のハツ折

・ 教育庁物件及び道営住宅物件 1部

・ その他の物件 2部

○ 新営工事（位置図・配置図・面積表・平面図）

○ 改修工事（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等）

○ 完成図を製本したもの 1部

○ 完成図をA3版に縮小し製本したもの 3部

・ 道営住宅物件は表紙をネット加工とする

・ 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し

・ CADデータの貸与 * 有り ○ 無し

・ CADデータの貸与有りの場合

・ 完成図のCADデータ及びPDFデータ CDRによる

(2) 保全に関する資料（提出部数 * 1部 ○ 部）

(3) 保守に関する指導案内書（機器取扱説明書）

・ 道営住宅物件に適用

各設備の機能が十分発揮しうよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。

指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数＋1部

同上データ CDRによる 1式

(4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

12. 工事特性・創意工夫・社会性等

本受電から引渡しまでの電力基本料金 ● 本工事 ○ 別途

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理す

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニユエースト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないかと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

4. 金属くず商許可業者（警察許可）

13. 電力基本料金

● 本工事 ○ 別途

14. 発生材の処理等

発生材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理す

処分を行った場合は、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニユエースト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。

明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等も含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。

受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないかと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。

なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。

(1) 発生材のうち、引き渡しを要する範囲は次により、工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告する。

引き渡しを要する範囲： _____

(2) 受注者が処分する有価物の範囲は次による。

有価物の範囲： _____

なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。

7. 廃棄物再生事業者登録（知事登録）

4. 金属くず商許可業者（警察許可）

(3) 特別管理型産業廃棄物

種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処理方法	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）

種 類	コンクリート塊
処分場所	【 (株) 建設発生材 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (19.2 km)
種 類	アスファルト・コンクリート塊
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)
種 類	建設発生木材
処分場所	【 (株) 建設発生材 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (19.2 km)

※ 設計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の確認を受けること。

(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）

種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)
種 類	
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の発生材

種 類	伐採伐根
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) 建設発生材 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (35.5 km)
種 類	廃フラ類
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) 建設発生材 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (19.2 km)
種 類	ガラスくず
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) 建設発生材 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (19.2 km)
種 類	アスファルトルーフィング
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) シグマ 】 総合振興局（檜山振興局）管内
	片道運搬距離 (80.6 km)
種 類	非飛散性アスベスト
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) シグマ 】 総合振興局（檜山振興局）管内
	片道運搬距離 (80.6 km)
種 類	金属類
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) サンプル 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (48.6 km)
種 類	混合（照明器具）
処理区分	● 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 (株) 照明器具 照明器具 】 総合振興局（渡島振興局）管内
	片道運搬距離 (18.0 km)
種 類	
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とする。

当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、建設省令で定める書面を備え付けること。

産業廃棄物収集運搬車	
業 者 名	(○ ○ ○ ○ ○)
許可番号	× × × × × ×

▶ 15. 特殊な建築副産物

▶ 16. 特殊な建築副産物の回収及び処分

(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「有効資源利用促進法」で定められた次の資材の搬入、副産物の搬出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出すること。

有効資源利用促進法で定められた一定規模以上の工事（次表の一つでも該当するもの）

- 再生資源利用計画書

次のような建築資材を搬入する工事

土 砂	1, 0 0 0 m ³ 以上
砕 石	5 0 0 t 以上
加熱7A7a混合	2 0 0 t 以上

- 再生資源利用促進計画書

次のような指定副産物を搬出する建設工事

土 砂	1, 0 0 0 m ³ 以上
コンクリート塊	合計
7A7a混合・コンクリート塊	2 0 0 t 以上
建設発生木材	

(1) 施工調査

特殊な建設副産物の施工調査は、次による。 (7.1.3)

なお、施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、工事監督員と協議する。

7. 使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。

4. 分析調査

○ 行う ○ 行わない (7.2.1)

(2) 保管

原則現場内に保管しないこととし、搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とする。

特殊な建設副産物の回収及び処分は、次による。 (7.3.1)

(1) フロン (7.3.2)

7. 冷媒

関係法令等に従い、登録を受けた回収業者。

処理区分	* 回収
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

4. 建材用断熱材フロン

処理区分	* 焼却
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(2) ハロン (7.3.2)

ハロン消火設備の消火剤は、ハロン消火設備設置業者に回収を委託。

処理区分	* 回収
	回収業者名:
処分場所	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(3) イオン化式感知器 (7.3.3)

製造業者に引き渡し。

処理区分	* 引き渡し
	製造業者名:
処分場所	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(4) 六ふっ化硫黄ガス (7.3.4)

製造業者に回収を委託。

種類	○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器 ○ 受変電機器
処理区分	* 回収
	製造業者名:
処分場所	住 所:
	片道運搬距離 (km)

(5) PFOS（ペフルオロ（オクタン－1－スルホン酸）） (7.3.5)

種類	○ 泡消火剤 ○ その他 ()
処理区分	○ 中間処理 ○ 最終処分
処分場所	【 】 総合振興局（振興局）管内
	片道運搬距離 (km)

(6) その他の特殊な建設副産物 (7.3.5)

種類	○
処理区分	○ 回収 ○ その他の処分方法 ()
	回収業者名:

		<table><tr><td rowspan="6">処分場所</td><td>住 所：</td></tr><tr><td>片道運搬距離 (km)</td></tr><tr><td>製造業者名：</td></tr><tr><td>住 所：</td></tr><tr><td>片道運搬距離 (km)</td></tr><tr><td>【 】 総合振興局（振興局）管内</td></tr><tr><td>住 所：</td></tr><tr><td>片道運搬距離 (km)</td></tr></table>	処分場所	住 所：	片道運搬距離 (km)	製造業者名：	住 所：	片道運搬距離 (km)	【 】 総合振興局（振興局）管内	住 所：	片道運搬距離 (km)
処分場所	住 所：										
	片道運搬距離 (km)										
	製造業者名：										
	住 所：										
	片道運搬距離 (km)										
	【 】 総合振興局（振興局）管内										
住 所：											
片道運搬距離 (km)											
▶	17. 北海道循環資源利用促進税	本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接搬入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理する。									
▶	18. 自主施工期間の施工条件	自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。 ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。 ＜工種＞ コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・緑化工事その他これに類する工事									
▶	19. 季節労働者などの雇用	工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。									
▶	20. 下請負人等への支払いの適正化	下請負人及び資材業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（90日以内）するよう努める。									
▶	21. 火災保険等	工事着手から完成引渡までの間を契約金額に相当する保険等に参加するものとし、取扱は次による。 (1) 付保する保険 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付保する。 なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。 (2) 保険金 原則として請負代金額とする。 (3) 保険の期間 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 工事着手日 ～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいう。 完成引渡し ～ 工期に14日追加した日とする。 (4) 対象外工事 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 (7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事 (4) 外構工事 (5) 保険契約の変更 保険契約締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 (6) 保険証券等の提出 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保険証券等の写しを提出しなければならない。 (7) 協議 この取扱いにより難しい事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。 本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならない。 (1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 (2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時において「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着工の前に「法定外労災保険」を締結すること。 (3) 受注者は「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及んだ場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。 (5) 本請負工事で求める「法定外労災保険」については、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみ									
▷	22. 法定外の労災保険の付保										

		を求めるものとする。												
▶	23. 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用	労働安全衛生法令で定める、墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が原則とされる作業については、墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。												
▶	24. 現場環境改善	魅力ある建設工事を推進するため、工事現場の環境改善に努める。												
▶	25. 快適トイレの設置	本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。 (1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することを目的に、快適トイレの設置を検討すること。 (2) 快適トイレとは、次の7.及び4.の各項目を全て満たすものとする。4.については、必須ではないが、装備していればより快適になると思われる項目なので、設置を検討すること。 7. 快適トイレに求める標準仕様 (7) 洋式便座 (4) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む） (7) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） (4) 容易に開かない施設機能（二重ロック等：二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） (4) 照明設備（電源がなくても良いもの） (4) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） 4. 快適トイレとして活用するために備える付属品 (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (4) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えにくいな配置等） (7) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） (4) 鏡付きの洗面台 (4) 便座除菌シート等の衛生用品 7. 推奨する仕様、付属品 (7) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上） (4) 擬音装置 (7) 着替え台 (4) フラッパー機能の多重化 (4) 窓など室内温度の調整が可能な設備 (4) 小物置き場等（トイレトベーパー準備置き場） (3) 従来品相当額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費用）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行う。 ただし、地域事情など特別な理由があり、実費用が基準額を超える場合は、発注者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額に協議した金額を加算して設計変更を行う。 なお、ハウス型等で男女別トイレが一体となった快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相当額の金額を20,000円／基・月と読み替える。 (4) 快適トイレの設置にあたっては、以下に留意する。 7. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／現場まで、一体型で1基／現場までとする。 4. 具体的実施内容や設置時期については、施工計画書提出時に、2の項目を満たすことを確認できる資料を監督員に提出し、規格・設置基数等の詳細について、協議のうえ決定すること。 7. 手配が困難な場合は、監督員と協議のうえ設置しないことができる。												
▶	26. 建設業退職金共済制度	工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。												
▶	27. 工事標識 (右図は例示を示す)	受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。 ↑ 1,200 <table><tr><td colspan="2">工 事 標 識</td></tr><tr><td>工 事 名</td><td></td></tr><tr><td>発 注 者</td><td>(注1)</td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日</td></tr><tr><td>受 注 者</td><td></td></tr><tr><td>設 計 者</td><td>北海道建設部建築局建築整備課 〇〇〇〇設計事務所（注2）</td></tr></table>	工 事 標 識		工 事 名		発 注 者	(注1)	工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	受 注 者		設 計 者	北海道建設部建築局建築整備課 〇〇〇〇設計事務所（注2）
工 事 標 識														
工 事 名														
発 注 者	(注1)													
工 事 期 間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日													
受 注 者														
設 計 者	北海道建設部建築局建築整備課 〇〇〇〇設計事務所（注2）													

工事監理者

北海道建設部建築局建築整備課

工事現場

〇〇〇〇〇設計事務所（注２）

連絡所

〇〇〇〇〇現場事務所
(電話) × × 局 × × × ×

1,350

注 1 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部と記載する。
注 2 設計又は工事監理を設計事務所に委託した場合、事務所名も併せて記載する。

(1) 本工事が北海道の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し北海道に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(2) 調査票等を提出した事業所を北海道が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

(3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

(4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

受注者は、受注時、変更時及び完了時に（１０日以内）工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、「工事カルテ」を作成し、工事監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
また、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを工事監督員に、提出しなければならない。
(対象工事：請負代金額５００万円以上の全工事)

建設業法に基づく施工体制台帳を作成し、施工管理体制に関する事項を工事監督員に提出しなければならない。（対象工事：工事１件の請負代金額が２００万以上の工事）ただし、２００万円未満の工事であっても下請契約を締結する場合は、提出すること。
また、公衆の見やすい場所に施工体系図を掲示する。

(1) 中間検査の実施
本工事において、次の段階で中間検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
〇	〇 基礎工事	〇 配筋完了時
〇	〇	〇 躯体完了時
〇	〇	〇 鉄骨建方 完了時
〇	〇	〇 完了時
〇	〇	〇 完了時

(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。
(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その１４日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。

(1) 抜き打ち検査の実施
本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。

実施対象建物名称	実施部位	実施時期
〇	〇 杭工事	杭工事施工中
〇	〇	

(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。
また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。
(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。
(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。

公共工事の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設部建築局営繕工事重点監督実施要領」を適用する。
なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。

28. 公共工事労務費調査に対する協力

29. 工事実績情報の登録

30. 施工体制台帳の整備

31. 中間検査の実施

32. 抜き打ち検査の実施

33. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

34. 重点的な監督業務の実施

Page (9/14)

35. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律への対応

36. 電子納品

受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険への加入又は保証金の供託を行うこと。

北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。

(1) 電子納品の対象書類
電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上、決定するものとする。

(2) 情報共有
情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。

4. 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注者側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。

(3) 要領・基準
電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「営繕工事電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】」を準用する。

(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備
7. 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。

4. 本工事の契約締結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。

(5) 電子納品
本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）により２部を市販ファイル（Ａ４版）に綴じて提出する。

(6) 調査への協力
受注者は、電子納品及び情報共有等に関し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。

(7) その他
電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。

地域外（遠隔地）からの建設資材調達に係る設計変更について（試行）

(1) 建設資材の安定的な確保を図るために地域外（遠隔地）から調達せざるを得ない場合には、事前に工事監督員と協議すること。その場合、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(2) 本試行の対象となる建設資材は、生コンクリート・鉄筋・鉄骨・アスファルト合材・石材等（砂、砂利、割栗石等）及び仮設材（運搬に要する費用のみ）とする。

(3) 受注者の費に帰すべき理由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(4) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

地域外（遠隔地）からの建設資材調達費用の積算方法等」の試行について

38. 「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

(1) 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。
なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)
共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、
賃金以外の食料、通勤費等に要する費用）
※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

Page (10/14)

株式会社ナカ建築設計
中澤 雅夫

- (2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
7. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
4. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部管轄工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事費打ち合わせ簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。
- ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じて、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。
9. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
4. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
4. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終積算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
9. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
9. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

	費目	実績変更対象項目	当初 積算方法
共通 仮設 費	仮設用借地料 (準備費)	(地域外労働者確保に要する) 現場事務所(敷地外)、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地増上げに要した地代及び建物を建築する代わりに賃ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舍費 (仮設建物費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者が、旅館、ホテル等)で宿泊した場合に要した費用 (労働者送迎費:労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用(運転手賃金、車両損耗、燃料費等含む))	○当初積算では計上していない。
現場 管理 費	募集及び解散に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)

	賃金以外の食事、通勤等に要する費用 (労務管理費)	(地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 (地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)
--	------------------------------	-----------------------------------	--

39. 週休2日工事 (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」に指定する。

(2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、監督員に申し出

- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

- (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇3日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

K (%) = A / B ※K:現場閉所率 (%)

A: 対象期間における現場閉所日数
B: 対象期間の日数

B：対象期間の日数

(6) 現場開所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや

- (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所で書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

- (7) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。

- (8) 発注者は、以下の①～③までの現場閉鎖の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の精算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4 週 6 休に満たない場合は、変更の対象としない。

7. 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日/28 日）以上）
補正係数 1.05

4. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03

9. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）
補正係数1.01

- (9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。

7. 工事着手前
- ・ 受注者は、現場閉所予定日を記載した計画工程表を施工計画書に添付し監督員へ提出する。
 - ・ 監督員は、受注者より受領した計画工程表により、休休2日が確保されていることを確認する。

- ・「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。

- ## 4. 工事着手後

- ・受注者は、監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、監督員に提出する。

- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週報等により、定期的に現場閉所の状況、対象期間における現場閉所日数を確認する。

- (10) 「週休2日工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

- ▷ 40. 「執務並行改修工事における時間外及び深夜の作業に係る労務費の積算方法等」の試行
- (1) 執務並行改修工事において、施設管理者の要望等により施工時期や施工時間が制限され、工期等を遵守するためやむを得ず時間外及び深夜（以下、時間外等と称す。）の作業をせざるを得ない場合において、必要な時間外労働及び深夜労働に係る労務費の割増分に相当する費用について次に

	ついて	より設計変更を行う。 なお、設計図書に施工時期・施工時間等の施工条件について記載があるもの及び小規模な修繕工事は除く。 (2) 受注者は、時間外等の作業を行う計画がある場合、事前に工事監督員と協議すること。 その場合、工事監督員に次の書類を提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 7. 施設管理者からの要望等の内容を記載した打合せ記録簿 4. 制限される施工時期・施工時間により遅延する工程を記載した工事工程表 9. 時間外等作業の計画を記載した時間外等作業計画書 1. その他、工事監督員が求める書類 (3) 受注者は、設計変更の手続き後に時間外等作業を実施すること。また、時間外等作業終了後は、工事監督員に次の書類を提出又は提示し、実施状況を報告すること。 7. 時間外等作業の実施内容を記載した時間外等作業実施報告書 4. 7. の状況が確認できる作業日報等の作業記録の提示 (4) 工事監督員等との協議の結果設計変更が認められない場合、受注者は再度施設管理者と調整を行う。 (5) 時間外等作業に係る割増分労務費の算出方法は次のとおりとする。 時間外（深夜）割増分労務費 ＝（労務単価 × K）× 作業時間数 ※ K（割増賃金係数）＝ 割増対象賃金比 × 1／8 × 割増係数 ※ 労務単価及び割増対象賃金比は、「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の職種別単価及び別表-1「割増対象賃金比」の数値を採用する。 ※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（1.25-1=0.25）とする。） (6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。 (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。 防寒養生は、次の範囲とする。 (1) 養生期間 12月16日から3月15日を原則とする。 ただし、12月16日以前と3月15日以降において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする なお、寒中コンクリートの養生期間については、第6章コンクリート工事の期間 (2) 養生方法 7. 仮囲 ○ 上家仮囲 (* 単管足場+コンパネ+シート程度) ○ 側仮囲 (* ビニールシート ○ コンパネ) 4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖 次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。 (1) 対象期間 * 夏期（6月1日～8月31日） (2) 対象項目 ・ 遮光ネット ・ ドライミスト ・ 曇さ指数（WBGT値）の計測値の設置 ※ いずれの項目もリース代を対象とする
▷	41. 防寒養生	
▷	42. 夏期の熱中症対策	
▷	43. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合で、追加費用を要する際には、実施内容についてあらかじめ発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、施工計画書に反映させること。 なお、必要と認められる対策については設計変更できるものとする。
▷	44. 北海道インフラゼロカーボン試行工事について	(1) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。 (2) 工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。 実施要領については、北海道建設部計画管理課ホームページで確認する

		こと。 (3) 試行を実施する場合は、次のとおりとする。 7. 受注者は計画書を作成し、この計画書を工事打合せ記録簿に添付し、工事監督員と協議する。 4. 工事監督員（総括監督員）は、7. の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。 9. 受注者は、4. で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。 1. 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（総括監督員）に「実施状況報告書」を提出する。「実施状況報告書」には、9. で撮影した写真を添付する。 9. 工事監督員（総括監督員）は、「実施状況報告書」により、4. で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6. 社会性等」の該当評価項目を加点評価する（ただし、工事施工成績評定を行わない場合を除く。）。 なお、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合又は4. の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。 (4) 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。
▷	45. その他	(1) ゴム製品等に係る品質確認について 1) ゴム製品等の品質確認等 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。 なお品質証明において、以下の試験及び検査を行う際、製品に応じて必要な規格（計測項目）について取得するものとする。 通常状態での試験（常態試験）～ 硬さ、比重、引張強度、伸び 熱老化試験 ～ 熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び） 圧縮永久ひずみ試験 ～ 圧縮による残留歪み 製品検査 ～ 外観、寸法、性能 2) ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い 第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

● 第 2 章 仮 設 工 事				
項 目		特 記 事 項		
▶	1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない (2. 1. 3)		
		(2) 防音シート ○ 設ける (設置範囲：図示) * 設けない		
▶	2. 足場等	(1) 内部足場 * 脚立足場 ○ 枠組棚足場 (2. 2. 1)		
		(2) 外部足場 ● 設置する		
		足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省平成21年4月策定)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中横及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。		
		(3) 災害防止 (2. 2. 1)		
		○ ネット状養生シート (○ 防炎Ⅰ類 ○ 防炎Ⅱ類)		
		○ 養生防護棚 ○ 金網張 ○ 金網式養生枠		
		● 養生シート (● 防炎Ⅰ類 ○ 防炎Ⅱ類)		
		(4) 材料の運搬 (表2. 2. 1)		
		○ A種(二本構りフト等) ○ B種(トラッククレーン等)		
		○ C種(既存E V利用) ○ D種(既存階段)		
		○ E種(登り桟橋等)		
▶	3. 養生	(1) 既存部分・既存家具・既存設備等の養生 (2. 3. 1)		
		* 行わない ○ 行う		
		養生方法 * ビニルシート ○ _____		
		(2) 既存ブラインド、カーテン等の養生及び保管		
		* 行わない ○ 行う		
		養生の方法 * ビニルシート ○ _____		
		保管場所 _____		
		(3) 固定された備品、机・ロッカー等の移動		
		* 行わない ○ 行う		
		移動場所 _____		
▷	4. 仮設間仕切り等	(1) 仮設間仕切り等の種別 (2. 3. 2 表2. 3. 1)		
	種別	下 地	材 質	充填材 塗 装
	○ A種	○ 木下地	* せっこうボード (* 9.5 ○)	厚さ mm ○ 片面
	○ B種	* 軽量鉄骨	○ 合板 (* 9.0 ○)	— * 無し
	○ C種	○ 単管下地	○ 防炎シート	—
	仮設扉	* 木製扉	* 合板張り程度	— * 無し
		○ 鋼製扉	* 片面フラッシュ程度	— ○ 有り
▶	5. 監督員事務所及び備品等	(2) 設置箇所：図面による (2. 4. 1)		
		(1) 監督員事務所		
		○ 設ける * 設けない		
		(* 10㎡ ○ 20㎡ ○ 35㎡ ○ 65㎡ ○ 100㎡) 程度		
		(2) 設備、備品等は次に掲げるものの中から工事監督員との協議による。		
		机・椅子・書棚・黒板・寒暖計・ゴム長靴・雨合羽・保護帽・懐中電灯・安全帯・受注者加入電話の子機・衣類ロッカー・暖房機器・消火器・湯沸器・掃除機等		
		* 設ける		
▶	6. 工事用便所			
▶	7. 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償)		
		* 利用できない		
▶	8. 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる (* 有償 ○ 無償)		
		* 利用できない		
▷	9. 指定仮設	* 仮設計画図による。		
▶	10. 交通誘導警備員	建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を図ること。		
		なお、交通誘導警備員の区分及び配置位置は、次による。		
		区分： ○ 交通誘導警備員A ○ 交通誘導警備員B		
		位置：図面による。		
		警備員詰所：(○ 設ける ○ 設けない)		
		表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分の考え方		
		工事現場の出入り口を設ける道路（路線）		交通誘導警備員区分
		市街地（DID）内の路線		交通誘導警備員A
		北海道（各方面）公安委員会告示による認定路線		
		上記以外の路線		交通誘導警備員B
▶	12. 清掃員	建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。		
● 第 3 章 防水改修工事				

項 目		特 記 事 項	
▶	1. 降雨等に対する養生方法	改修工事標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による。	(3.1.3)
▶	2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン (POAS、POASⅠ、POD、PODⅠ、POS、POSⅠ、POX工法の場合) * 設ける ○ 設けない	(3.2.5)
▶	3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理 (3.2.6) * 改修標準仕様書 3.2.6(4)(7)(g)①～③による ○ _____ (3) 架台回り等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 (3.2.6) * 図示 ○ _____ * 除去する ● 除去しない (3.2.6) (M4AS、M4ASⅠ、M4C、M4DⅠ、L4X工法の場合)	
▶	4. 既存防水層表面の仕上げ塗装		
▶	5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。	
▷	6. アスファルト防水	(1) 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (2) 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (3.3.2) * 改修標準仕様書 表3.3.3から表3.3.9による ● 図示 (3) 押え金物の材質及び形状寸法 (3.3.2) 材質： * アルミニウム ○ _____ 形状： * L-30×15×2.0 ○ _____ (4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ： (3.3.2)	
		断 熱 材	厚 さ
		* 押出法* リスレンフォーム断熱材 断熱材 3種 b A（スチ層付き） (JIS A 9521)	
		○	
		(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の材質及び厚さ	(3.3.2)
		断 熱 材	厚 さ
		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡プラスチック断熱材 * ○ ビーズ法* リスレンフォーム (JIS記号： * スチ層等の区分：) ○ 押出法* リスレンフォーム (JIS記号： * スチ層等の区分：) 硬質ウレタンフォーム断熱材 2種1号又は2号で透湿係数を除く規格 ○ に適合するもの (JIS A 9521)	
		○	
		(6) 絶縁用シート (3.3.2)	
		7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法 * ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上 ○ _____	
		4. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法 (3.3.2) * フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ○ _____	
		(7) 保護コンクリート (3.3.2)	
		7. 設計基準強度 * 18N/㎡ ○ _____ N/㎡	
		4. スランプ * 15cm ○ 18cm	
		(8) 立上り部保護 * 設けない ○ コンクリート (3.3.2) ○ 設ける ○ 普通れんが及び化粧れんが ○ 乾式 ○ _____	
		(9) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.3.3 表3.3.3～10)	
施工部位	工 法	種 別	立上り部の保護コンクリート
	○ P 1 B	○ B－1 * B－2 ○ B－3	適用： ○ 設けない ○ 設ける
	○ P 1 BⅠ ○ T 1 BⅠ	○ BⅠ－1 * BⅠ－2 ○ BⅠ－3	工法： ○ 図示 ○ _____
	○ P 2 AⅠ	○ AⅠ－1 * AⅠ－2 ○ AⅠ－3	
	○ P 2 A	○ A－1 * A－2 ○ A－3	
施工部位	工 法	種 別	仕上塗料
	○ M 4 C	○ C－1 * C－2 ○ C－3 ○ C－4	種類： ○ _____

	○ M3D ○ POD	○ D-1 * D-2 ○ D-3 ○ D-4	使用量： ○ <u> </u> * 製造所の仕様による
	○ PODI ○ M3DI ○ M4DI	○ DI-1 * DI-2	
施工部位	工 法	種 別	保護層
	○ P1E ○ P2E	○ E-1 * E-2 ○ E-1 ☆ (☆は表3.3.10の工程3を行う場合)	○ 設ける ○ 設けない

- (11) 既存の保護層並びに防水層の立上り部撤去
* 改修標準仕様書 表3.1.11による ○ 行わない
- (12) 脱気装置の種類及び設置数量
(M3D、POD、PODI、M3DI、M4DI工法の場合)
* アスファルトルーフィング類製造所の指定による
○
- (13) 屋根露出防水絶縁断熱工法におけるルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 (3.3.4)
* 図示 ○
- (14) 平場の保護コンクリートの厚さ (3.3.5 表8.1.5)
7. こて仕上げ
* 80mm以上 ○
床面の仕上り平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種
4. 床タイル張り等仕上げ
* 60mm以上 ○
- (15) 保護層等の屋上排水溝 (3.3.5)
○ 設けない ○ 設ける (図示)
- (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.4.2~3 表3.4.1~3)

施工部位	工 法	種 別	材 質	仕上塗材
	○ M4AS	○ AS-T1 ○ AS-T2 ○ AS-J2	* R種	* シルバー
屋上 ポーチ1屋根	● M3AS D-1相当 ○ POAS	○ AS-T3 ○ AS-T4 ○ AS-J1 ○ AS-J3		
	○ M3ASI ○ M4ASI ○ POASI	○ ASI-T1 ○ ASI-J1	○ N種	○ カラー

- ※ 仕上塗材の使用量 (表3.4.1~3)
* 改質アスファルトシート製造所の仕様による
○
- (2) 改質アスファルトシートの種類及び厚さ： (3.4.2)
* 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○
- (3) 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ： (3.4.2)
* 公共建築改修工事標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○
- (4) 押え金物の材質及び形状寸法： (3.4.2)
7. 材質 * アルミニウム ○
4. 形状 * L-30×15×2.0 ○
- (5) 断熱材 (3.4.2)
* JIS A 9521 (建築用断熱材) に基づく次の発泡プラスチック断熱材

材 質	厚 さ
* ビーズ法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	○ 30 ● 50 40 ○ 100
* 押出法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	
硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数 ● を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	

-
- (6) M3AS、POAS、M3ASI、M4ASI、POASI工法の脱気装置の種類及び設置数量 (3.4.3)
* 改質アスファルトシート製造所の指定による
○
- (7) M3ASI、M4ASI、POASI工法における防湿用シートの設置 (3.4.3)
○ 設ける ○ 設けない
- (1) 種別及び工程 (3.1.4 表3.1.1 3.5.2~4 表3.5.1~3)

8. 合成高分子系ルーフィングシート防水

施工部位	工 法	種 別	厚 さmm	仕上塗材
	○ POS	○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-F2	* 2.0 ○	
		○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
		○ S-M3	* 1.2 ○	
	○ POSI	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 2.0 ○	
		○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
		○ S-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
	○ SOS	○ S-F2	* 2.0 ○	
		○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 2.0 ○	
		○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
	○ SOSI	○ SI-F1	* 1.2 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-F2	* 2.0 ○	
		○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
		○ S-M3	* 1.2 ○	
	○ M4S	○ S-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ S-M2	* 1.5 ○	
		○ S-M3	* 1.2 ○	
		○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
	○ M4SI	○ SI-M1	* 1.5 ○	* シルバー ○ カラー
		○ SI-M2	* 1.5 ○	
		○ S-C1	* 1.0 ○	
		○ P1S		
		○ S-C1	* 1.0 ○	

- (2) 既存防水層 (立上り部等) の撤去 (POS (機械) , POSI (機械) , M4S, M4SI, S4S (機械) , S4SI (機械) の場合) (3.1.4)
- * ルーフィング類製造所の仕様による ○ 行わない
- (3) ルーフィングシート (JIS A 6008) の種類及び厚さ： (3.5.2)
* 公共建築改修工事標準仕様書表3.5.1~表3.5.3による
○
- (4) 固定金具の材質及び寸法形状 (3.5.2)
材質 * 防錆処理した銅板 ○ ステンレス銅板
○ 片面又は両面に樹脂を積層加工したもの
○
寸法形状 * 厚さ0.4mm以上
○
- (5) 絶縁用シートの材質 (3.5.2)
* 発泡ポリエチレンシート ○
- (6) 脱気装置の種類及び設置数量 (3.5.3)
* ルーフィングシート製造所の仕様による
○
- (7) 断熱材の材質及び厚さ (3.5.2)
7. 機械的固定工法

材 質	厚 さ
* ビーズ法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	○ 30 ○ 50 ○ 100
* 押出法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	
硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数 ○ を除く規格に適合するもの (JIS A 9521)	

4. 接着工法

材 質	厚 さ
* ビーズ法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	○ 30 ○ 50 ○ 100
* 押出法 [※] リスレンフォーム (JIS記号： <u> </u> ・スチ層等の区分： <u> </u>)	
硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号で透湿係数 ○ を除く規格に適合するもの (JIS A 9521) とし、ポリエチレンフォームの場合は密度及び熱伝導率がJIS A 9521に準ずるもの	

- (8) S-M2及びSI-M2で立上りが接着工法の場合の立上りシートの厚さ (表3.5.1~2)
* 1.5mm ○
- (9) 仕上塗料の種類及び使用量 (表3.5.1~2)
* 合成高分子系ルーフィングシート防水製造所の仕様による
○
- (10) SI-M1及びSI-M2の防湿用フィルム[※]の設置 (表3.5.2)
* 図示 ○
- (11) S-C1の工程4のモルタルの塗厚 (表3.5.2)
○ mm
- (12) プレキャストコンクリート下地の場合の目地処理 (接着工法) (3.5.4)
* 図示 ○
- (13) プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り (S-F1又はSI-F1の場合) (3.5.4)

9. 塗膜防水

10. シーリング

11. とい

12. アルミニウム製笠木

13. 保証

第4章 外壁改修工事

1. ひび割れ部改修

2. 欠損部改修

3. 鉄筋露出部の処理

部分的に露出している鉄筋及びアンカー金物等は、健全部が露出するまでコンクリートをは
つり、ワイヤーブラシ等でケレンを行い錆を除去し、鉄筋コンクリート用防錆材等を塗り付
け、防錆処理を行う。
(4. 3. 3)
防錆処理の仕様については、工事監督員と協議する。
(1) モルタル塗り仕上げ (4. 1. 4 4. 2. 2 4. 4. 4 4. 4. 8～15)

4. 浮き部改修

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本／㎡)		注入口の箇所数 (箇所／㎡)		注入量 (mL／箇所)	
	一般部	指定部	一般部	指定部		
○ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	* 1 6 ○	* 2 5 ○	— ○	— ○	* 2 5 ○	
○ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	* 1 3 ○	* 2 0 ○	* 1 2 ○	* 2 0 ○	* 2 5 ○	
○ アンカーピンニング全面ポリマ ーセメントスラリー注入工法	* 1 3 ○	* 2 0 ○	* 1 2 ○	* 2 0 ○	* 5 0 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	— ○	— ○	* 2 5 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	* 9 ○	* 1 6 ○	* 2 5 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	* 9 ○	* 1 6 ○	* 5 0 ○	
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル ○ エポキシ樹脂モルタル					
○ モルタル塗替え工法	改修標準仕様書 4. 4. 9 表4. 4. 11による					

※ モルタル塗替え工法の既製目地材： (4. 2. 2)
○ 使用する（形状） ○
(2) タイル張り仕上げ (4. 1. 4 4. 2. 2 4. 4. 10 4. 5. 4 4. 5. 7～15)

改修工法の種類	アンカーピンの本数 (本／㎡)		注入口の箇所数 (箇所／㎡)		注入量 (mL／箇所)	
	一般部	指定部	一般部	指定部		
○ アンカーピンニング部分 エポキシ樹脂注入工法	* 1 6 ○	* 2 5 ○	— ○	— ○	— ○	
○ アンカーピンニング全面 エポキシ樹脂注入工法	* 1 3 ○	* 2 0 ○	* 1 2 ○	* 2 0 ○	* 2 5 ○	
○ アンカーピンニング全面ポリマ ーセメントスラリー注入工法	* 1 3 ○	* 2 0 ○	* 1 2 ○	* 2 0 ○	* 5 0 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 部分エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	— ○	— ○	— ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 全面エポキシ樹脂注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	* 9 ○	* 1 6 ○	* 2 5 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	* 9 ○	* 1 6 ○	* 9 ○	* 1 6 ○	* 5 0 ○	
○ 注入口付アンカーピンニング エポキシ樹脂注入タイル固定工法	* 9 ○	* 1 6 ○			— ○	
○ タイル部分張替え工法	○ ポリマーセメントモルタル					
○ タイル張替え工法	○ 一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系					

※ アンカーピンの本数について、浮き面積が1㎡以下の場合の本数は、公共建築改修工事標準仕様の各改修工法によ
る。

(3) アンカーピンの材質等 (4. 2. 2)
* ステンレス鋼（SUS304） 呼び径4mm（丸棒） 全ネジ切り加工
○
(4) 注入口付アンカーピンの材質等 (4. 2. 2)
* ステンレス鋼（SUS304） 外径6mm程度
○

5. タイル張り仕上げ外壁

(1) 再生材利用タイルの使用： ○ 使用する ○ 使用しない
(2) 目地改修工法の種類 (4. 1. 4)
○ 目地ひび割れ部改修工法 ○ 伸縮調整目地改修工法
(3) タイルの品質・役物： (4. 2. 2 4. 5. 8)

形状寸法	き	じ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		工 法
			施釉	無釉	有	無	標	特	有	無	
×			○	○	○	○	○	○	○	○	
×			○	○	○	○	○	○	○	○	
×			○	○	○	○	○	○	○	○	

※ 施工部位図示とする。

(4) タイルの試験張り等 (4. 2. 2 4. 5. 8)
試験張り ○ 行う * 行わない
見本焼き ○ 行う * 行わない
(5) タイル張替え工法における伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 (4. 5. 8)
* 図示
(図面に明記の無い場合は、公共建築改修工事標準仕様書表4. 5. 11による)
(6) シーリング材の目地寸法 * 図示 (3. 7. 3)
(7) 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整塗材塗りの接着力試
験 (4. 5. 8)
* 行わない ○ 行う

6. 塗り仕上げ外壁等改修

(8) 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理： (4. 5. 8)
* 目荒し工法（改修工事標準仕様書 4. 4. 9(3)）による
○
(9) セメントモルタルによるタイル張りの工法 (4. 5. 8)
7. 外装タイル
○ 密着張り ○ 改良積上げ張り ○ 改良圧着張り
4. ユニットタイル
○ マスク張り ○ モザイクタイル張り
(10) 有機系接着剤による陶磁器質タイル張り (4. 5. 8)
7. シーリング材
(7) 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
* ポリウレタン系シーリング材 ○
(4) 伸縮調整目地その他の目地
* 変成シリコーン系シーリング材 ○
(11) タイル張り替え工法 (4. 5. 8) (表4. 5. 4) (4. 5. 16)
7. 伸縮調整目地改修工法における伸縮調整目地の位置及び寸法
* 図示 ○
4. タイルの種類及び工法
○ 外装タイル ○ ユニットタイル
(1) 仕上塗材の種類及び工法 (4. 1. 5) (4. 2. 2) (表4. 2. 4) (4. 6. 5) (表4. 6. 6)

施工部位	種類	呼び名	仕上げ	工法

※1 仕上塗材の種類、仕上げの形状及び工法は、表4. 2. 4による
※2 呼び名の凡例

種 類	呼 び 名
薄付け仕上塗材	外 S i：外装薄塗材 S i
	可外 S i：可とう形外装薄塗材 S i
	外 E：外装薄塗材 E
	可外 E：可とう形外装薄塗材 E
	防外 E：防水形外装薄塗材 E
厚付け仕上塗材	外 S：外装厚塗材 S
	外厚 C：外装厚塗材
	外厚 S i：外装厚塗材 S i
複層仕上塗材	外厚 E：外装厚塗材 E
	C E：複層塗材 C E
	可 C E：可とう形複層塗材 C E
	S i：複層塗材 S i
	E：複層塗材 E
	R E：複層塗材 R E
	防 C E：防水形複層塗材 C E
	防 E：防水形複層塗材 E
	防 R E：防水形複層塗材 R E
	可とう形改修用 仕上塗材
可改 R E：可とう形改修塗材 R E	
可改 C E：可とう形改修塗材 C E	

(2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性等 (4. 2. 2)
7. 耐候性 * 耐候形3種 ○
4. 触媒 * 水系 ○
9. 樹脂 * アクリル系 ○
1. 外観 * つやあり ○
(3) 工程ごとの所要量等の確認： (4. 6. 2)
* 所要量等の確認方法は、防水形の仕上塗材の場合、単位面積当たりの使用量
によることとし、仕上りの程度の確認は、改修工事標準仕様書 表4. 6. 11によ
る
(4) 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整の工法： (4. 6. 3)
* 高圧水洗工法
(50MPa程度の温水による洗浄（はく離剤を使わない。））
○ サンダー工法 ○ 水洗い工法 ● 集塵装置付きディスク「ライン」-湿式工法
○ 塗膜はく離剤工法後、高圧水洗（10～15MPa）洗浄
(5) 外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法： (4. 2. 2 表4. 2. 6)

施工部位	仕上の形状		工法	下地準動繊耐材
	○ 凹凸状	○ 凸部処理	吹付け	○ 適用する
	○	○		
	○ ゆず肌状	○ さざ波状	ローラー	○ 適用する
	○	○		

※ 1 ○ 模様材の種類
* 所要量は製造所の仕様による
※ 2 ○ 外壁用仕上塗材の種類
* 所要量は製造所の仕様による

7/30

8/30

株式会社ナカ建設設計
中澤 雅夫

	※3 耐候性 * 耐候形1種 ○ 耐候形2種 (6) 下地調整材： * 下地調整素材 (4.6.3) ○ ポリマーセメントモルタル ○ 防水型仕上塗材 (7) 処理範囲 * 図示 (4.6.3) (8) 下地面の補修 (4.6.3 表4.6.2～5) ○ ひび割れ部改修工法 ○ 浮き部改修工法 ○ 欠損部改修工法												
> 7. マスチック塗材塗り	(4.7.2 表4.7.1)												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 工 部 位</th> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">仕 上 材</th> <th style="text-align: center;">下地調整</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○ A種 ○ B種</td> <td style="text-align: center;">○ A ○ E</td> <td style="text-align: center;">○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○ A種 ○ B種</td> <td style="text-align: center;">○ A ○ E</td> <td style="text-align: center;">○ RA種 * RB種 ○ RC種</td> </tr> </tbody> </table> ※ 仕上材の凡例 A：アクリ樹脂エポキシ2回塗り E：つや有り合成樹脂エポキシ2回塗り	施 工 部 位	種 別	仕 上 材	下地調整		○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種		○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種
施 工 部 位	種 別	仕 上 材	下地調整										
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種										
	○ A種 ○ B種	○ A ○ E	○ RA種 * RB種 ○ RC種										
> 8. 外壁用塗膜防水材	改修工事共通仕様書4.8.1～4.8.6による												

第 5 章	建具改修工事
-------	--------

項 目	特 記 事 項																				
▶ 1. 改修工法	(1) ● かせ工法 ○ 撤去工法 (5.1.3) ※ 両方適用の場合の区分は、図示 (2) 新規に建具を設置する場合 壁部分の開口の開け方、新規建具周囲の補修方法並びにその範囲 * 図示																				
▷ 2. 防火戸	(1) 防火戸の指定 (5.1.4) ○ 適用する 適用箇所（ * 建具表による ○ _____ ） ○ 適用しない (2) ヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動： (5.1.4) * 建具表による ○ _____																				
▷ 3. 見本の製作等 取付け調整等	(1) 建具見本の製作 * 行わない (5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。） (2) 特殊な建具の仮組 * 行わない (5.1.5) ○ 行う（建具表により指定する。） (3) ブラインドボックス等の再使用 * 行わない (5.1.6) ○ 行う（建具表により指定する。） (4) 防犯建物部品 * 適用する (5.1.7) ○ 適用しない																				
▷ 4. アルミニウム製建具	(1) 外部に面する建具の性能等級 (5.2.2 表5.2.1) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">* A種</th> <th style="text-align: center;">○ B種</th> <th style="text-align: center;">○ C種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枠の見込寸法 (mm)</td> <td>* 70 (注) ○ 100</td> <td>* 70 (注) ○ 100</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>耐 風 圧 性</td> <td>S-4</td> <td>S-5</td> <td>S-6</td> </tr> <tr> <td>気 密 性</td> <td>A-3</td> <td>A-4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 密 性</td> <td colspan="2">W-4</td> <td>W-5</td> </tr> </tbody> </table> (注) 形式が引違い・片引き・上げ下げ窓で複層ガラスを使用する場合のA種、B種の枠の見込みは100mmとする。 (2) 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性能の等級 * 図示 (3) 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 * 図示 (4) 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 * 図示 (5) 外部に面する建具の断熱性能による等級 (5.2.2)	種 別	* A種	○ B種	○ C種	枠の見込寸法 (mm)	* 70 (注) ○ 100	* 70 (注) ○ 100	○	耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6	気 密 性	A-3	A-4		水 密 性	W-4		W-5
種 別	* A種	○ B種	○ C種																		
枠の見込寸法 (mm)	* 70 (注) ○ 100	* 70 (注) ○ 100	○																		
耐 風 圧 性	S-4	S-5	S-6																		
気 密 性	A-3	A-4																			
水 密 性	W-4		W-5																		

種 類	枠見込寸法 (mm)	断熱性能による等級
引き違い	○ 70 ○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)
引き違い	○ 100 ○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)
開 き	○ 70 ○ H-1	○ H-2 (枠絶縁)
開 き	○ 100 ○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)
F I X	○ 70 ○ H-2 (枠絶縁)	○ H-3 (枠・障子絶縁)
	○ 100	

建 具 部 位	種 別
外部に面する建具	種別： * BB-1種 ○ BB-2種 ○ 色： ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ (* 標準色 ○ 特注色)
屋内の建具	種別： * BC-1種 ○ BC-2種 色： ○ ブラウン系 ○ ブラック ○ ステンカラー (* 標準色 ○ 特注色)

	(7) 結露水の処理方法 * 図示 ○ _____ (5.2.4) (8) 水切り板、ぜん板等の加工組立 (5.2.5) * 図示 ○ _____
--	--

| ▶ 5. 網戸 | (1) 防虫網の材質 (5.2.3 5.3.3) * ガラス繊維入り合成樹脂製 |

▶	6. アルミ樹脂複合製建具	○ 合成樹脂製	○ ステンレス (SUS316)	
		(2) 線径 * 0.25mm以上	○ mm以上	
▶	7. 鋼製建具	(3) 網目寸法 * 16~18メッシュ	○	
		(1) 外部に面する建具の性能等級	(5.3.2 表5.3.1)	
▶	8. 鋼製軽量建具	種 別	● A種	○ B種
		枠の見込寸法(mm)	* 建具表による	* 建具表による
▶	9. ステンレス製建具	性能等級	○ T-1	○ T-2
		(3) 外部に面する建具の断熱性能等級	(5.3.2 表5.3.3)	
▶	10. 木製建具	種 別	○ H-A種	○ H-B種
		性能等級	○ H-4	○ H-4
▶	11. 建具用金物	(4) ガラス:	* 複層ガラス	○ 単板ガラス
		(5) 表面色	○ 標準色(白)	○ 特注色
▶	12. 建具用金物	(6) 水切り板、ぜん板等の加工組立	* 図示	○
		(1) 簡易気密型ドアセット	(5.4.2 表5.4.1)	
▶	13. 建具用金物	(2) 耐風圧性(外部)	○ S-4	○ S-5
		(3) 防音ドアセット、防音サッシとする場合の遮音性能の等級	* 図示	
▶	14. 建具用金物	(4) 断熱ドアセット、断熱サッシとする場合の断熱性の等級	* 図示	
		(5) 耐震ドアセットとする場合の面内変形追随性の等級	* 図示	
▶	15. 建具用金物	(6) 鋼板類	* JIS G 3302	* Z12又はF12
		(7) 鋼板類の厚さ	* 表5.4.2による	○ 図面による
▶	16. 建具用金物	(1) 簡易気密型ドアセット	○ 適用する	○ 適用しない
		(2) 耐風圧性(外部)	○ S-4	○ S-5
▶	17. 建具用金物	(3) ステンレス鋼板	7. 屋外	* SUS304, SUS430J1L, SUS443J1
		(4) 表面仕上げ	* H L	○ 鏡面
▶	18. 建具用金物	(5) 曲げ加工	* 普通曲げ	○ 角出し曲げ
		(1) 建具材の含水率の種別	○ A種	* B種
▶	19. 建具用金物	(2) フラッシュ戸の表面材及び表面厚さ(mm)	○ 普通合板2.5以上	○ 天然木化粧合板3.2以上
		(3) 工法	○ 特殊加工化粧合板2.4以上	
▶	20. 建具用金物	7. かまち戸の材料(樹種)	は標準仕様書16.7.2表16.7.2による。	
		8. かまち戸、ふすま、戸ぶすま、紙張り降子の見込み寸法	* かまち(36mm)、ふすま(19.5mm)、戸ぶすま(30mm)、降子(30mm)	紙張り
▶	21. 建具用金物	(1) 材質、形状及び寸法	(5.7.2)(16.8.2)	
		7. 金物の種類及び見え掛り部の材質:	* 建具表による	
▶	22. 建具用金物	* 建具表で指示のない建具金物は改修標準仕様書5章7節による。		

		イ. 金属製及び樹脂製建具に使用する丁番： * 改修標準仕様書表5.7.2～3による	○		
		(2) 取付施工 取っ手類の取付高さ（床仕上げ面からの高さ） * 建具表による ○ 建具製造所の仕様による		* 図示	(5.7.3)
		(4) マスターキー ○ 製作する * 製作しない ○ 既存のマスターキーに合わせる			(5.7.4)
		(5) 鍵 * 3本1組	○		(5.7.4)
		(6) 鍵箱 ○ 無し ○ 有り			(5.7.4)
▷	12. 自動ドア開閉装置	(1) 駆動装置の性能値 * 改修標準仕様書表5.8.1による	○	図示	(5.8.2)
		(2) 多機能トイレ出入口用駆動装置の性能値 * 改修標準仕様書表5.8.2による	○	図示	(5.8.2)
		(3) 検出装置の性能 * 改修標準仕様書表5.8.3による	○	図示	(5.8.3)
		(4) 戸の開閉方式は、建具表による。			(5.8.3)
		(5) 引き戸用検出装置の種類 * 光線（反射）センサー ○ 熱線センサー ○ その他（ ）	○		(5.8.3)
▷	13. 自閉式上吊り引戸装置	(5) 凍結防止措置 ○ 行わない * 行う（適用箇所は建具表による）			(5.8.3)
▷	14. 重量シャッター	(1) 性能等 * 表5.9.1による	○		(5.9.3)
		(1) 型式及び機構 シャッターの種類 ○ 管理用シャッター ○ 屋外用防火シャッター		○ 外壁用防火シャッター ○ 防煙シャッター	(5.10.2)
		(2) 耐風圧強度			(5.10.2)
		7. 管理用シャッター		N/m ²	
		イ. 外壁用防火シャッター		N/m ²	
		(3) 開閉方式による種類 * 上部電動式（手動併用）	○	上部手動式	(5.10.2 表5.10.1)
		(4) 保護装置			(5.10.2)
		7. 不測の落下対策装置等 設置箇所 * 図示			
		イ. 障害物感知装置 設置箇所 * 図示			
		9. 閉鎖する装置 * 可動座板式 ○ 障害物感知装置（自動閉鎖型）			
		※ 装置を設けかつ「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」（昭和48年12月28日 建設省告示第2563号）に定める基準に適合する危害防止機構 設置箇所 * 図示			
		(5) シャッターケース（防火、防煙以外のもの）			(5.10.2)
		○ 設ける ○ 設けない			
		(6) 注意喚起装置 ○ 音声発生装置 ○ シャッターへの危険表示	○	注意灯の設置 ○ シャッターの下降位置の表示	
		(7) 吹雪止め 吹き込み防止用サイドシール（3方）を設ける			
		(8) スラット及びシャッターケースの材質： ○ JIS G 3302 めっき付着量 * Z12又はF12 ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z12又はF12	○		(5.10.3)
▷	15. 軽量シャッター	(1) 開閉形式による種類 * 手動式 ○ 上部電動式（手動併用）			(5.11.2)
		(2) 耐風圧強度		N/m ²	(5.11.2)
		(3) スラットの材質の種類 ○ JIS G 3312 めっき付着量 * Z06又はF06 ○ JIS G 3322 めっき付着量 * AZ90	○		(5.11.3)
		(4) スラットの形状 * インターロッキング形 ○ オーバーラッピング形			(5.11.4)
▷	16. オーバーヘッドドア	(5) 表面塗 * 標準色	○	指定色（焼付け塗装）	(5.12.2～3)
	セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
	○ スチールタイプ	○ 125	* バランス式	○ スタンダード	○ 溶融亜鉛めっき鋼板
	○ アルミニウムタイプ	○ 100	○ チェーン式	○ ローヘッド	
	○ ファイバーグラス	○ 75	○ 電動式	○ ハイリフト	○ ステンレス鋼板
		○ 50		○ パーチカル	○
▶	17. ガラス	(1) ガラスの種類、厚さ及び性能区分等は建具表による。 ガラス留め材（防火戸以外）			(5.13.2)

		該当	建具の種類	材 種	
		○	アルミニウム製	* シーリング材 ○ ガスケット	
		○	鋼 製	* シーリング材	
		○	ステンレス製	* シーリング材	
		○	鋼製軽量建具	* シーリング材	
		○	木 製 建 具	* 押縁	
		●	プラスチック建具	* ガスケット	
		(2) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ			(5.13.3)
		* 表図5.13.11による	○	図面による	
		○ 建具の製造所の仕様による			
		(3) 熱線反射ガラスの映像調整			(5.13.4)
		○ 行う ○ 行わない			
		(1) 表面形状 ○ 図面による			(5.13.5)
		呼び寸法 ○ 図面による			
		厚さ ○ 図面による			
		(2) 壁用金属枠、補強材：図面による			(5.13.5)
		(3) 力骨の材質、寸法、形状 * ステンレス鋼（SUS304）、径5.5mmはしご形状複筋及び単筋 ○ 図面による			(5.13.5)
		(4) 化粧目地モルタル 色：			(5.13.5)
		(5) シーリングの種類 ○ 図面による			(5.13.5)
		(6) 金属製化粧カバー、材質、寸法、形状 * 図示			
		(7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法			(5.13.5)
		* 適用する ○ 適用しない			
		(8) ガラスブロックの目地の寸法			(5.13.5)
		平積み * 8mm以上15mm以下 ○			
		曲面積み * 曲率半径をガラスブロックの幅寸法の10倍以上とし、外側15mm以下、内側6mm以上			
		○			
		(9) 伸縮調整目地の位置			(5.13.5)
		* 6mm以下ごとに幅10～25mm ○ 図示			
		(10) 目地部の横力骨の納まり * ガラスブロック製造所の仕様			(5.13.5)
		○ 図示			
		●	第 6 章	内装改修工事	
		項 目	特 記 事 項		
		1. 他の部位との取合い等	(1) 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲		
			* 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う		
			○		
			(2) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲：		
			* 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う		
			○		
			(3) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修		
			* 既存のまま		
			○		
		2. 既存床の撤去並びに下地補修	(1) 浮き、欠損等による下地モルタルの撤去 ○ 図示		
			(2) 合成樹脂塗床材の除去等 ○ 機械的除去工法		
			○ 目荒し工法 ● 剥離剤工法		
			(3) 改修後の床の清掃範囲 ○ 改修端部より1m程度		
			○ 図示		
		3. 既存壁の撤去並びに下地補修	(1) 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修		
			* モルタル塗替え工法（改修標準仕様書 4.4.9）		
			○		
		4. 既存天井の撤去並びに下地補修	既存下地材を再利用 ○ 図示		
		5. 木下地等	(1) 表面仕上げの程度 (6.5.1 表6.5.1～2)		
			7. 機械加工		
			○ A種 ○ B種 ○ C種 (適用箇所は図示)		
			4. 手加工		
			* 内部造作材 ○ H-A種 ○ H-B種 ○ H-C種		
			適用箇所 * 図示		
			* 下地材 ○ H-A種 ○ H-B種 ○ H-C種		
			適用箇所 * 図示		
			(2) 木材の含水率 (6.5.2)		
			7. 部 位 種 別		
			下地材 * A種（15%以下） ○ B種（20%以下）		

		造作材		* A種 (15%以下)		○ B種 (18%以下)	
		4. ホルムアルデヒド放散量		* F☆☆☆☆		○	
		(3) 製材				(6.5.2)	
		7. 「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材					
施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率
			* 2級	○			
			* 2級	○			
			* 2級	○			
		4. 「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材					
施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率
			* 1等	○			
			* 1等	○			
			* 1等	○			
		5. 「製材の日本農林規格」による広葉樹製材					
施工箇所	樹種	寸法	等級	形状	保存処理	材面の品質	含水率
			* 1等	○			* 10%以下
			* 1等	○			* 10%以下
			* 1等	○			* 10%以下
		6. 「製材の日本農林規格」以外による製材				(6.5.2 表6.5.4)	
施工箇所	樹種	寸法	材面の品質	防虫処理	含水率		
			* A種	○ 適用する			
			○ B種	○ 適用しない			
			* A種	○ 適用する			
			○ B種	○ 適用しない			
			* A種	○ 適用する			
			○ B種	○ 適用しない			
		(4) 製材は、JAS乾燥認定工場から出荷された木材は、出荷証明書を、その他の工場から出荷された木材は、北海道林産物検査会が発行する検査証明書を提出すること。					
		(5) カラマツの使用範囲は、東・母屋・土台・大引きとする。					
		(6) 造作用集成材等				(6.5.2)	
		7. 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材等					
施工箇所	品名	樹種	見付け材面数	寸法 (mm)	見付け材面の品質		
各住戸	建具下枠	ナラ	2 面	図示	* 1等 ○ 2等		
			面		* 1等 ○ 2等		
			面		* 1等 ○ 2等		
		4. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材					
施工箇所	品名	樹種	厚さ (mm)	見付け材面数	寸法 (mm)	見付け材面の品質	
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等	
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等	
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等	
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等	
		化粧薄板:		面		* 1等 ○ 2等	
		芯材:		面		* 1等 ○ 2等	
		5. 「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材					
施工箇所	品名	樹種	厚さ (mm)	寸法 (mm)	見付け材面の品質		
		化粧薄板:					
		芯材:					
		化粧薄板:					
		芯材:					
		化粧薄板:					
		芯材:					
		6. 「集成材の日本農林規格」以外による造作用集成材等					
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率			
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○			
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○			
			* 1等 ○ 2等	* 15%以下 ○			
		7. 「集成材の日本農林規格」以外による化粧ばり造作用集成材					
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率		
				* 1等 ○ 2等	* 15%以下		
				* 1等 ○ 2等	* 15%以下		
				* 1等 ○ 2等	* 15%以下		
				* 1等 ○ 2等	* 15%以下		
				* 1等 ○ 2等	* 15%以下		
		8. 「集成材の日本農林規格」以外による化粧ばり構造用集成材					
施工箇所	樹種	寸法 (mm)	厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		
				* 1種 ○ 2種	* 15%以下		

		化粧薄板:				* 1種 ○ 2種		* 15%以下	
		芯材:				* 1種 ○ 2種		○	
		(8) 造作用単板積層材						(6.5.2)	
		7. 「単板積層材の日本農林規格」の造作用単板積層材							
施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	防虫処理					
			○ 有り 加工: ○ 天然化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない					
			○ 有り 加工: ○ 天然化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し (等級:)	○ 適用する ○ 適用しない					
		4. 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材							
施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質 (化粧加工)	含水率	防虫処理					
		○ 有り 加工: ○ 天然化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない					
		○ 有り 加工: ○ 天然化粧加工 ○ 塗装加工 ○ 無し ()	* 14%以下 ○	○ 適用する ○ 適用しない					
		4. 「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板						(6.5.2)	
施工箇所	品名	樹種	寸法 (mm)	強度等級	種別	接着性能			
	○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B			
	○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C			
	○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B			
	○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C			
		(10) 合板等						(6.5.2)	
		7. 下地用合板							
		(7) 「合板の日本農林規格」による普通合板							
施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理			
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない			
		* 5.5 ○		* 1類 ○ 2類	広葉樹 * 2等 ○ 1等 針葉樹 * C-D ○	○ 適用する ○ 適用しない			
		(4) 「合板の日本農林規格」による構造用合板:							
施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	保存処理	板面の品質	等級	接着の程度	防虫処理	強度等級
		* 12.0 ○	○	○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ()
		* 12.0 ○	○	○	* C-D ○	* 2級 ○ 1級	* 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない	○ 適用する ()
		4. 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板						(6.5.2)	
施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理				
	○	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない				
		○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない				
		4. 「合板の日本農林規格」による天然化粧合板						(6.5.2)	
施工箇所	品名	厚さ (mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理				
	○	○	○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない				
		○		○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない				
		4. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板						(6.5.2)	
施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理				
	○	○	○ オバーレイ ○ 塗装	○ フリット ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない			
	○	○	○ オバーレイ ○ 塗装	○ フリット ○	○ 1類 ○ 2類	○ 適用する ○ 適用しない			
		4. JIS A 5908によるパーティクルボード						(6.5.2)	
施工箇所	表裏面の状態	曲げ強さに	耐水性・耐湿性	難燃性に	厚さ (mm)				

照準面	による区分	よる区分	照準面	よる区分	厚さ (mm)
		* 13タイプ ○	○	○	* 15 ○
		* 13タイプ ○	○	○	* 15 ○
カ. 構造用パネルの日本農林規格による構造用パネル (6. 5. 2)					
施工箇所	品名				厚さ (mm)
キ. JIS A 5905によるミディアムデンシティファイバーボード(MDF) (6. 5. 2)					
施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)
		○	○	○	○
		○	○	○	○
(11) 接合具等 (6. 5. 3)					
7. 釘等 造作材化粧面の釘打ち * 隠し釘打ち ○ _____ (6. 5. 3)					
4. 諸金物 形状、寸法及び材質 * 表6. 5. 5～表6. 5. 7による ○ 図示 (6. 5. 3)					
9. 接着剤 ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ (6. 5. 4)					
(12) 木れんがの接着工法に使用する接着剤 ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____ (6. 5. 4)					
(13) 防腐・防蟻・防虫処理 (6. 5. 5)					
7. 表面処理用防腐剤は工事監督員の承諾するものとする。					
4. 防腐・防蟻処理が必要な樹種による製材及び集成材 適用部位 ()					
9. 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理					
適用部材					
保存処理性能区分					
○ K 2 ○ K 3 ○ K 4					
○ K 2 ○ K 3 ○ K 4					
I. 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理					
適用部材					
処理の方法					
* 改修標準仕様書6. 5. 5(1) (b) ㉔㉕～㉗による ○					
* 改修標準仕様書6. 5. 5(1) (b) ㉔㉕～㉗による ○					
ホ. 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 適用部位 () ○ _____					
カ. 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部位 ()					
保存処理の性能区分 * K 3 ○ _____					
キ. 防虫処理 適用部位 ()					
保存処理の性能区分 ○ K 1 ○ _____					
(14) 鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組 (6. 5. 6)					
間仕切軸組に用いる木材 ○ 杉 ○ 松 ○ _____					
床組に用いる木材 ○ 杉 ○ 松 ○ _____					
※ 土間スラブ等の場合の土台、転ばし大引き等は「ひのき」又は改修工事標準仕様書6. 5. 6による保存処理木材とする					
(15) 窓、出入口その他 (6. 5. 6)					
窓、出入口その他に用いる木材 適用部位 ○ 吊元枠、水掛りの下枠及び敷居 ○ ひのき ○ _____ 適用部位 ○ その他 ○ 松 ○ 杉 ○ _____					
(16) 床板張り (6. 5. 6)					
縁甲板及び上がりがまちに用いる木材 ○ ひのき ○ _____					
(17) 壁及び天井地下 (6. 5. 6)					
壁及び天井地下に用いる木材 ○ 杉 ○ 松 ○ _____					
(1) 材料 (6. 6. 2 表6. 6. 1)					
7. 野縁等の種類					
施工部位					
野縁等の種類					
屋内					
* 1 9 形 ○ 2 5 形					
屋外					
○ 1 9 形 * 2 5 形					

6. 軽量鉄骨天井地下

7. 軽量鉄骨壁地下

8. ビニル床シート、ビニル床
タイル及びゴム床タイル張
り

施工箇所	種類の記号	色柄	厚さ (mm)	工 法
	* FS	○ マブ ル	* 2. 0	○ 突付け
	○	○ ブレーン	○ 2. 5	* 熱溶接
	* FS	○ マブ ル	* 2. 0	○ 突付け
	○	○ ブレーン	○ 2. 5	* 熱溶接
	* FS	○ マブ ル	* 2. 0	○ 突付け
	○	○ ブレーン	○ 2. 5	* 熱溶接
イ. ビニル床タイル (JIS A 5705) (6. 8. 2)				
施工箇所	種類の記号	色柄	寸法	厚さ (mm)
	* KT	○ マブ ル	○ 300×300	○ 2. 5
	○	○ ブレーン	○ 450×450	* 2. 0
	* KT	○ マブ ル	○ 300×300	○ 2. 5
	○	○ ブレーン	○ 450×450	* 2. 0
	* KT	○ マブ ル	○ 300×300	○ 2. 5
	○	○ ブレーン	○ 450×450	* 2. 0
ウ. 特殊機能床材 (6. 8. 2)				
(7) 帯電防止床シート、床タイル				
施工箇所	種類	性能	寸法	厚さ (mm)
	帯電防止床シート	体積抵抗値 () Ω 以下		○
	帯電防止床タイル		○	○
(イ) 誘導用、注意喚起用床材 (JIS T 9251) (6. 8. 2)				
区分	施工箇所	種類	寸法 (mm)	
屋外		○ 塩化ビニル系	○ 300×300	
		○ レジンコンクリート系	○	
		○ 磁器質タイル		
屋内		○ 塩化ビニル系	○ 300×300	
		○ 磁器質タイル	○	
※ 色は周囲の床材と識別しやすいものとする。				
(9) 防滑性床シート、床タイル (6. 8. 2)				
施工箇所	種類	寸法	厚さ (mm)	
	防滑性床シート		○	
	防滑性床タイル	○	○	
(1) その他				
施工箇所	種類	厚さ (mm)	備考	
I. ビニル幅木 (6. 8. 2)				

材質の種類
 厚さ (mm) * 1.5以上 ○
 高さ (mm) * 60 ○

8. ゴム床タイル (6.8.2)
 種類 ○ 色柄 ○
 厚さ (mm) ○ 寸法 (mm) ○

9. 接着剤 (6.8.2)
 (7) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○
 (4) 施工箇所の下地がセメント系及び木質系以外の場合の接着剤の種類と施工箇所 (表6.8.1)
 種類 ○
 施工箇所 ○
 (7) 施工箇所の下地 (表6.8.1)
 モルタル塗り下地、セルフレベリング材塗り下地及び木下地以外の下地の工法
 施工箇所 ○ 図示 ○ 工法

9. カーペット敷き (6.9.2, 6.9.3)
 (1) 織じゅうたん

該当	種別	織り方	パイルの形状	色	柄	帯電性
○	○ A種 ○ B種 * C種	○	○ ループ ○ カット	○	* 無地 ○	○ 適用する性能 * 人体帯電圧3kV以下 ○ ○ 適用しない

 接合方法 * ヒートボンド工法 ○
 (2) タフテッドカーペット (6.9.32, 6.9.43)

該当	パイルの形状	パイル長	帯電性	工 法
○	○ ループ ○ カット		○ 適用する性能 * 人体耐電圧3kV以下 ○ ○ 適用しない	○ グリッパー * 全面接着

 (3) ニードルパンチカーペット (6.9.42)
 7. 厚さ (mm) ○ (mm)
 4. 帯電性 ○ 適用する性能
* 人体耐電圧3kV以下 ○
 ○ 適用しない
 (4) タイルカーペット (6.9.42)

該当	種類	パイルの形状	寸法	総厚さ
○	* 第一種 ○ 第二種	* ループ ○ カット	* 500mm角 ○ カット	* 6.5mm ○

 (5) 下敷き材 * 第2種2号 ○
 * 呼び厚さ8mm ○
 (6) 見切、押さえ金物の材質、種類、形状 * 図示 (6.9.2)
 (7) 接着剤 (6.9.2)
 ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○
 (8) タイルカーペット全面接着工法の敷き方 (6.9.3)
 平場 * 市松敷き ○ 模様流し ○
 階段部分 * 模様流し ○ 市松敷き ○
 (1) 強性ウレタン樹脂系塗床 (6.10.3)

施 工 部 位	区分	仕上りの種類	厚さ
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	* 平滑 ○ 防滑 ○ つや消	

 (2) エポキシ樹脂系塗床 (6.10.3)

施 工 部 位	区分	工法	仕上りの種類	厚さ
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	
	* 水系 ○ 無溶剤系 ○ 溶剤系	○ 薄膜流しのべ ○ 厚膜流しのべ ○ 樹脂モルタル	○ 平滑 ○ 防滑	

 (3) 塗料のホルムアルデヒド放散量 (6.10.2)
 * F☆☆☆☆ ○

11. フローリング張り (6.11.2~8)
 (1) 単層フローリング

品名	樹種	工法	厚さ (mm)	仕上り塗装
○ フローリングボード1等	* なら ○	○ 釘留め (根太張り)	○ mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品

○ フローリングブロック1等	○ なら ○ ○	○ 釘留め(直張り) ○ 接着 ○ 接着	○ _____mm ○ 図示	○ 塗装品 ○ 無塗装品
----------------	-------------	----------------------------	-------------------	-----------------

(2) 複合フローリング (6.11.2～8)

樹種	種別	工法	厚さ(mm)	仕上げ塗装
* なら ○ さくら ○ ひのき、まつ	○ A種 ○ B種 * C種	○ 釘留め(根太張り) ○ 釘留め(直張り) ○ 接着	 ○ (mm) ○ 図	○ 塗装品 ○ 無塗装品

(3) 防湿処理の適用
○ 適用する ○ 適用しない
適用する施工箇所 ○ 図示
処理方法 * 改修工事標準仕様書6.11.4(2)(b)②による
○ _____

(4) 特殊フローリング (6.11.2～8)

品名	表面材の材質	仕上げ塗装
○ 屋内体育館アーリーナ床(JIS A 6519)	* なら	
○ 柔剣道場の床(JIS A 6519)	* なら	

※ 塗装の凡例
素地： 素地のまま W： 生地のまま、ワックス塗り
OSW： オイルステンレスワックス塗り(オイルツシム2回、ワックス1回)
UCB： ウレタン樹脂ウニス塗りB種(2回塗り)
WUC： 水性反応硬化形ウレタン(クリア)
WUP： 水性反応硬化形ウレタン4回塗り

(5) フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量： (6.11.2)
* F☆☆☆☆ ○ _____

(6) 接着工におけるフローリング表面の緩衝材： (6.11.5)
* 合成樹脂発泡シート ○ _____

(7) 現場塗装仕上げ (6.11.6)
○ 適用する ○ 適用しない
適用する施工箇所 ○ 図示
塗装の種類 ○ _____

(1) 普通塗の種別
○ A種 ○ B種 ○ C種 * D種
D種の場合の畳床 ○ K TーⅠ種 ○ K TーⅡ種
* K TーⅢ種

原材料は公共建築工事標準仕様書19.6.2「材料」による。

(2) 柔道畳
畳床は、JIS A 5901(畳床)の2級品とし、畳表は、柔道用レザー表地(裏地ビニロン使用)とする。

うボード、その他ボー
合板張り

(1) セッコウボード及びその他のボードの規格は下表による。 (6.13.2～3)

該当	規格番号	規格名称
○	JIS A 5404	木質系セメント板
○	JIS A 5430	繊維強化セメント板
○	JIS A 5905	繊維板
○	JIS A 5908	パーティクルボード
○	JIS A 6301	吸音材料
○	JIS A 6901	せっこうボード製品

※ 各ボード類の種類、厚さ及び下地の種類は、図示

(2) 合板類、MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 (6.13.2)
* F☆☆☆☆ ○ _____

(3) 普通合板の種類等 (6.13.2)

表板の樹種名	板面の品質	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理
生地、透明塗料塗り * ラウン程度 ○ 不透明塗料塗り * しな程度 ○	○	○	* 1類 ○	○ * 適用する

(4) 天然木化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧板の樹種名	接着の程度	厚さ(mm)	防虫処理
○	○ 1種 ○ 2種	○	○ * 適用する

(5) 特殊加工化粧合板の規格 (6.13.2)

化粧加工の方法	表面性能	接着の程度	厚さ(mm)	防虫処理
○ オーバーレイ	○	○	○	○

○ プリント
○ 塗装

(6) 遮音シール材
* 適用する
○ シーリング材 ○ ジョイントコンパウンド
○ 適用しない

(7) 下地の種類 * 図示

(8) 合板類の張付けの種類 ○ A種 * B種

(9) せこうボードの目地工法の種類
* 突付け工法 ○ 継目処理工法 ○ 目透し工法

14. 壁紙張り

(1) 壁紙の品質等

施工部位	防火種別	種類
	* 1 - 1 ○ -	○ 紙・布 ○ ビニールクロス
	* 1 - 1 ○ -	○ 紙・布 ○ ビニールクロス

個別認定の一例

防火種別	不燃下地	不燃石膏ボード	準不燃下地	金属下地
1-1	不燃	不燃	準不燃	準不燃
1-2	不燃	準不燃	準不燃	難燃
1-3	不燃	準不燃	準不燃	難燃
2-1	準不燃	準不燃	準不燃	準不燃
2-2	準不燃	準不燃	準不燃	難燃
2-3	準不燃	準不燃	準不燃	難燃

防火種別 左の数字は、旧通則認定における検定級に基づく区分

(2) ホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○ _____

(3) 下地調整の種類
モルタル・プラスター面 * RB種 ○ _____
コンクリート・ALC面 * RB種 ○ _____
せこうボード面 * RB種 ○ _____

15. モルタル塗り

(1) 材料
○ 現場調査材料 ○ 既調査材料 _____

(2) 既製目地材
○ 設ける
 施工箇所() 形状(* 図示 ○)
○ 設けない

(3) 下地処理
壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の処理
○ 処理方法 _____

(4) 床目地
○ 設ける(種類 * 押し目地 ○ _____)
 * 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度
 ○ _____
○ 設けない

16. タイル張り

(1) 伸縮調整目地の位置
床タイル * 縦・横とも4m以内ごと ○ 図示
床タイル以外 * 図示 ○ _____

(2) セメントモルタルによるタイル張り
再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	形状寸法	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う ○ 行わない
見本焼き ○ 行う ○ 行わない
既調査モルタル * モルタルの製造所の仕様による
 ○ _____
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理：
 * 目荒し工法(改修工事標準仕様書6.15.5.(3)による)
 ○ _____

(3) 有機系接着剤によるタイル張り
再生材利用タイルの使用 * 使用する ○ 使用しない

施工箇所	用途による区分	形状寸法	きじ	うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性
				施釉	無釉	有	無	標準	特注	有	無	
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○
		×		○	○	○	○	○	○	○	○	○

試験張り ○ 行う ○ 行わない
見本焼き ○ 行う ○ 行わない

▶ 17. セルフレベリング材塗り		(6.17.2・6.17.3)														
		接着剤のホルムアルデヒド放散量 * F☆☆☆☆ ○														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施工部位</th> <th style="width: 25%;">材 料</th> <th style="width: 25%;">塗 厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>○ 石こう系</td><td>○ 10 mm</td></tr> <tr><td></td><td>○ セメント系</td><td>○ mm</td></tr> <tr><td></td><td>○ 石こう系</td><td>○ 10 mm</td></tr> <tr><td></td><td>○ セメント系</td><td>○ mm</td></tr> </tbody> </table>	施工部位	材 料	塗 厚		○ 石こう系	○ 10 mm		○ セメント系	○ mm		○ 石こう系	○ 10 mm		○ セメント系	○ mm
施工部位	材 料	塗 厚														
	○ 石こう系	○ 10 mm														
	○ セメント系	○ mm														
	○ 石こう系	○ 10 mm														
	○ セメント系	○ mm														

● 第 7 章 塗装改修工事	
項 目	特 記 事 項
▶ 1. 材料	(1) 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 (7.1.3) * F☆☆☆☆ ○ _____
▶ 2. 下地調整	(1) R B種の場合の既存塗膜の除去範囲 (7.2.2) (表7.2.1～7) * 塗替え面積の30% ○ _____
▶ 3. 木部塗装	(7.2.2) (表7.2.1～7) (7章各節)

該当	塗料その他	塗料種別（塗り回数）	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP) 塗料の種類 * 1種 ○ 2種	新規(屋外) * A種 ○ B種	不透明塗料塗り * RA種 ○ RB種
		新規(屋内) * A種 ○ B種	透明塗料塗り ○ RA種 * RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)		* RC種
○	ウレタン樹脂 ウニス塗り (UC)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	クリヤーラッカー塗り (CL)	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種
○	オイルステイン 塗り (OS)		* RB種
○	つや有り合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP-G)	新規 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	水性反応硬化形ウレタン塗り (WUP)	シーラー ○ あり ○ なし 塗り回数 ○ 2回 ○ 3回	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	水性反応硬化形ウレタンクリア 塗り (WUC)	シーラー ○ あり ○ なし 塗り回数 ○ 2回 ○ 3回 ○ 4回	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	木材保護塗料塗り (WP) 屋外	○ A種 * B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

※ オイルステイン塗りの塗料 _____ (7章各節)

▶ 4. 鉄部塗装					(7章各節)
該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 調合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種	* A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
			見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種		
		塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し		○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	見え掛り * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 * B種	* RA種 ○ RB種 ○ RC種
			見え隠れ ○ A種 * B種 ○ C種		
		塗替 ○ A種	○ A種 ○ B種		○ RA種 * RB種

		* B種 ○ C種	* C種 ○ 無し		○ RC種
●	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
	上塗り塗料等級	塗替			○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
	● 1級 ○ 2級 ○ 3級	○ A種 ○ B種 ○ C種		* A種 ○ B種	
○					
(2) 垂鉛めっき鋼面 (7章各節)					
該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	○ A種 * B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RA種 ○ RB種
	塗料の種別 * 1種 * 2種	塗替 ○ A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗 (FE)			* A種 ○ B種	* RC種
○	つや有合成樹脂 エマルジョン塗 (EP-G) 屋内	新規 ○ A種 * B種	○ A種 ○ B種 ○ C種	* C種	○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
	塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し			○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種		* A種 ○ B種	* RA種
	上塗り塗料等級	塗替			○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
	○ 1級 ○ 2級 ○ 3級	○ A種 ○ B種 ○ C種		* A種 ○ B種	
○					
(3) 鋼製建具面					
該当	塗装の種類	塗り種別	錆止塗り種別	錆止塗料種別	下地調整
○	合成樹脂 合ペイント 塗り (SOP)	新規 ○ A種 * B種	* A種 ○ B種 ○ C種	屋内 * A種 ○ B種	* RC種
	塗料の種別 * 1種 * 2種	塗替 * A種 ○ B種 ○ C種	○ A種 ○ B種 * C種 ○ 無し	屋外 * A種 ○ B種	○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	フタル酸樹脂 エナメル塗り (FE) 屋 内			* A種 ○ B種	* RC種
●	耐候性塗料塗り (DP) 屋外	新規 * A種			* RA種
	上塗り塗料等級	塗替			○ RA種 ○ RB種 ○ RC種
	● 1級 ○ 2級 ○ 3級	○ A種 ○ B種 ○ C種			
○					

5. モルタル面及びプラスター面の塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	* 乾燥、汚れ、付着物の除去 ○ ○ モルタル面 RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョン塗 (EP-G)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (E P - G ・ E P) (7.9.2)

6. コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
●	アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り (NAD)	○ A種 * B種	乾燥、汚れ、付着物の除去 コンクリート面 : * RB種 押出成形セメント板 : * RB種
○	つや有合成樹脂エマルジョン塗 (EP-G)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
●	耐候性塗料塗り (DP)	● A-1種 ○ B-1種 ○ C-1種 ○ A-2種 ○ B-2種 ○ C-2種	○ RA種 * RB種 ○ RC種 ○ RA種 ○ RB種 * RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (E P - G ・ E P) (7.9.2)

7. 石こうボード面及びその他のボード面の塗装 (7章各節)

該当	塗装の種類	種別 (塗り回数)	下地調整
○	つや有合成樹脂エマルジョン塗 (EP-G)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EP-T)	新規 ○ A種 * B種 塗替 ○ A種 * B種 ○ C種	○ RA種 * RB種 ○ RA種 * RB種 ○ RC種
○			

(1) 塗替えの場合のしみ止め (E P - G ・ E P) (7.9.2)

* 改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする
○ _____
○ _____
○ _____

第8章 耐震改修工事

項 目		特 記 事 項		
▷ 1. 鉄筋の種類		(8.2.1)		
	該当	鉄筋の種類	適用径 (mm)	種 類 の 記 号
	○	異 形 鉄 筋	D 16 以下	* SD295A ○ SD345
	○	異 形 鉄 筋	D 19 以上	○ SD295A * SD345
	○	小 形 丸 鋼		* SR235
○				
▷ 2. 溶接金鋼	鉄線形状及び綱目寸法 100×100mm 鉄線の径 6mm			(8.2.2)
▷ 3. 鉄筋の加工及び組立	(1) 鉄筋の継手			(8.3.4)
	適用径 (mm)	接 合 方 法		
	D 16 以下	* 重ね継手	○ ガス圧接継手	○ 機械式継手
		○ 溶接継手		
	D 19 以上	○ 重ね継手	* ガス圧接継手	○ 機械式継手
	(2) 鉄筋の継手の位置			* 図示 (8.3.4)
	(3) 柱及び梁の主筋並びに縦力壁の鉄筋の重ね継手の長さ			(8.3.4)
	○ 図示			

	ける場合の継手の位置 ○ 図示 ○ _____	
	(5) 鉄筋の定着の長さ ○ 図示 ○ _____	(8. 3. 4)
	(6) 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さLが、表8. 3. 4のフック ありの定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ○ 図示 ○ 改修工事標準仕様書8. 3. 4(5) (4)による	(8. 3. 4)
▷	4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (7) 帯筋組立の形、継手及び定着 * 図示 (8. 3. 4) (1) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ (8. 3. 5) * 改修標準仕様書 表8. 3. 6による ○ 図示 (2) 軽量コンクリートで土に接する部分 (8. 3. 5) ○ なし ○ 有り 適用箇所 _____ mm 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm (3) 耐久性上不利な部分 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ○ なし ○ 有り 適用箇所 _____ (8. 3. 5) 最小かぶり厚さに加える厚さ _____ mm	
▷	5. 壁の配筋及び補強 (1) 配筋の種類 (8. 3. 7) 定着長さ ○ L 1 * L 2 _____ (2) 壁の配筋及び壁開口部の補強 * 図示 (8. 3. 7)	
▷	6. 圧接完了後の試験 超音波探傷試験 * 行う ○ _____ (8. 3. 8)	
▷	7. 機械式継手 (1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (2) 性能 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (3) 種類 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (4) 鉄筋相互のあき * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (5) 施工完了後の継手部の試験 (8. 4. 2) * 図示 ○ _____ (6) 不合格となった場合の継手手への措置 (8. 4. 2) * 図示 ○ _____	
▷	8. 溶接継手 (1) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (2) 性能 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (3) 工法 * 図示 ○ _____ (8. 4. 2) (4) 鉄筋相互のあき * 図面による ○ _____ (8. 4. 2) (5) 溶接完了後の継手部の試験 (8. 4. 2) * 図示 ○ _____ (6) 不合格となった場合の継手手への措置 (8. 4. 2) * 図示 ○ _____	
▷	9. コンクリートの種類 (1) コンクリートの種類 (8. 1. 3 表8. 1. 1) * I 類 ○ II 類 ※ JIS認定表示工場で、かつ、(社) コンクリート工学協会から認定されたコンクリート主任技士又はコンクリート技士あるいはこれらと同等以上の技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定することとし、これにより難しい場合は工事監督員と協議すること。 (2) 建築基準法第37条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたコンクリート (8. 1. 3) ○ 適用する 適用箇所 * 図示 ○ _____ ○ 適用しない	
▷	10. コンクリートの材料及び調合 (1) セメントの種類 (8. 2. 5) * 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 ○ セメント名 _____ (2) 高炉セメントB種の使用部位 ○ _____ (8. 2. 5) (3) フライアッシュセメントB種の使用部位 ○ _____ (1) 砂利及び砂のアルカリシリカ反応性区分 * A ○ B (2) 砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性区分 * A ○ B ※ 試験機関は、公的機関又はこれに準ずる機関 (大学、都道府県の試験機関、公益法人である民間試験機関、中小企業近代化促進法又は中小企業近代化資金助成法に基づく構造改善計画等によって設立された共同試験場、その他信頼に値する機関) であること。 (3) 骨材の最大寸法 * 25mm ○ 20mm ○ 図示 (8. 2. 5)	
▷	11. 骨材 (1) 適用 ○ 適用する ○ 適用しない (8. 2. 5) (2) 種類 * 改修標準仕様書8. 2. 5(4) (a・b)による ○ _____	
▷	12. 混和材料 (1) 適用 ○ 適用する ○ 適用しない (8. 2. 5) (2) 種類 * 改修標準仕様書8. 2. 5(4) (a・b)による ○ _____	
▷	13. コンクリートの調査 (1) 構造体強度補正值 (S) (8. 2. 5) ○ 3 N ○ 6 N 適用箇所 * 図示	

	(2) 混和材料の使用 (8. 2. 5) 7. 改修工事標準仕様書8. 2. 5(5) (b) ⑥7〜⑥以外の混和材料 ○ 使用する * 図示 使用箇所 * 図示 使用方法使用量 * 関係資料を提出し、監督員の承諾を受ける ○ _____ ○ 使用しない	
▶	13. 構造体用モルタル (1) モルタルの圧縮強度 ○ _____ (8. 2. 6) (2) モルタルのフロー値 ○ _____	
▶	14. 型枠の材料 (1) せき板の材料 * 合板 ○ _____ (8. 2. 7) (2) 合板の厚さ * 12mm ○ _____ (3) スリーブに用いる材料 (8. 2. 7) (表8. 2. 6) ○ 材質 _____ ○ 規格 _____ (4) 外部に面するコンクリート打ち出し仕上げの打増し厚さ (8. 7. 8) 適用箇所 * 図示 ○ _____ (5) シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 (8. 7. 8) 使用箇所 ○ 図示 ○ _____	
▷	15. 普通コンクリート (1) 設計基準強度F _c (N/mm ²) の値は次のとおりとする。 (8. 1. 4) ○ 18 N/mm ² 施工部位 _____ ○ 21 N/mm ² 施工部位 _____ ○ N/mm ² 施工部位 _____ (2) 所要スランプ 7. 基礎、基礎梁、土間スラブ * 18cm ○ 15cm 柱、はり梁、床スラブ、壁 * 18cm (3) 気乾単位容積質量 (8. 1. 3、8. 2. 7) ○ 適用する ○ 適用しない	
▷	16. 軽量コンクリート (1) 設計基準強度F _c (N/mm ²) の値は次のとおりとする。 (8. 1. 4) ○ 18 N/mm ² 施工部位 : _____ ○ 21 N/mm ² 施工部位 : _____ ○ N/mm ² 施工部位 : _____ (2) スランプ * 21cm ○ _____ (8. 9. 2) (3) 適用箇所 ○ 図示 ○ _____ (8. 9. 1) 常時土又は水に直接接する部分 ○ 図示 ○ _____ (4) 種類 ○ 1種 ○ 2種 (8. 9. 1) (5) 気乾単位容積質量 (8. 9. 1) ○ 適用する ○ 適用しない 構造体強度補正值 (S) * 6N/mm ² ○ _____ (8. 10. 2)	
▷	17. 暑中コンクリート 構造体強度補正值 (S) * 6N/mm ² ○ _____ (8. 10. 2)	
▷	18. 無筋コンクリート (1) コンクリートの種類 * 普通コンクリート ○ _____ (8. 11. 1) (2) 設計基準強度F _c (N/mm ²) の値は次のとおりとする。 (8. 11. 1) * 18 N/mm ² 施工箇所 _____ ○ N/mm ² 施工箇所 _____ (3) スランプ ○ 15cm ○ 18cm ○ _____ (8. 11. 1) (4) 改修工事標準仕様書 表8. 1. 1以外のコンクリートの適用 (8. 11. 1) ○ 適用する 適用箇所 _____	
▷	19. コンクリート表面の仕上り状態 (1) 合板せき板を用いる場合のコンクリートの打放し仕上げ種別 (8. 1. 4) ○ A種 * B種 ○ C種 適用箇所 * 図示 (2) コンクリート仕上りの平たんさ (8. 1. 4) ○ a種 ○ b種 ○ c種 適用箇所 * 図示	
▶	20. あと施工アンカー (1) 材料 (8. 2. 4) ○ 金属系アンカー アンカー本体の径及び埋込み長さ * 図示 接合筋の種類、径及び長さ * 図示 セット方式 * 本体打込み式改良型 * 接着系アンカー アンカー径の径及び埋込み長さ M12 L=100 アンカーの種類 * カプセル方式の回転・打撃式 ○ 注入形 接着剤の品質 * 有機系 ○ 無機系 アンカー筋の種類 ○ _____ アンカー筋の新設壁内への定着の長さ * 図示 (2) あと施工アンカーの耐力 引張耐力 _____ kN (8. 2. 4) せん断耐力 _____ kN (3) 埋込み配管等の調査範囲と調査方法 (8. 12. 4) 7. 調査範囲 : * 穿孔範囲全て ○ 図示 4. 調査方法 : * 探査器により調査し、墨出しを行う ○ はつり出しによる (8. 2. 4) (4) 性能確認試験 ○ 行う * 行わない (8. 2. 4) (5) 施工確認試験 * 行う (確認強度 KN) (8. 12. 7)	

○ 行わない

※ 1 ロット及び試験の箇所数は改修工事標準仕様書8.12.7(7)、(4)による

▶ 21. 鉄骨製作工場

(1) 鉄骨加工業者の資格 (8.1.5)
建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場
● S ○ H ○ M ○ R ○ J 以上とする
(2) 施工管理技術者の配置 * 適用する ○ 適用しない (8.1.5)
(1) 鋼材の種類 (8.2.8)

該当	JIS規格番号	規格名称等	種類の記号	形状	寸法
○	STKR400	鋼管		* 図示	* 図示
○	SNR400	ボルト		* 図示	* 図示
○	SN400	プレート		* 図示	* 図示
○				* 図示	* 図示

(2) 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 (8.2.14)
行わない ○ 行う

▶ 22. 鋼材

(1) 高力ボルト (8.2.9)
7. 種類
* トルシア形高力ボルト
* 建築基準法に基づき認定を受けたもの
○ JIS形高力ボルト
* セットの種類は2種(F10T)
○ 溶融亜鉛めっき高力ボルト
* セットの種類は1種(F8T相当)
4. 高力ボルトの呼び * 図示 (8.2.9)
9. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (8.13.2)
○ 図示 ○ _____
1. すべり係数試験 (8.14.2)
* 行わない
○ 行う
試験方法等 ○ 図示 ○ _____
8. 締付け (8.14.7)
ボルトの長さがねじの呼びの5倍を超える場合のナット回転量
○ 図示 ○ _____
(2) 普通ボルト (8.13.2)
7. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
○ 図示 ○ _____
(3) アンカーボルト (8.13.2)
7. ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等
○ 図示 ○ _____
* 行わない ○ 行う (8.13.10)
(1) 溶接棒等及びガス以外の溶接材料 (8.2.10)
(2) スタッド(JIS B 1198(頭付きスタッド))の種類 * 図示 (8.2.10)
(3) 溶接部の外観試験 (8.15.11)
試験方法等 ○ _____
確認方法等 ○ _____
(4) 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (8.15.11)
* 行う ○ 行わない
(5) 開先及びスカラーアップの形状 * 図示 (8.15.4 8.15.7)
(6) 溶接作業者の技量付加試験 (8.15.3)
○ 行わない
○ 行う
試験要領 ○ 図示 ○ _____
(7) エンドタブを切断する場合の適用箇所 (8.15.7)
○ 有り 切断箇所及び切断範囲 * 図示 ○ _____
(8) 切断面の仕上げ (8.15.7)
* グラインダーにより、粗さ100umRz程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下
○ _____
モルタルの種類 * 無収縮モルタル ○ _____ (8.2.12)

▶ 23. 鉄骨の工作図

(1) 塗装の範囲及び種類 (8.17.2 8.17.4)
7. 耐火被覆材の接着する面の塗装
○ 適用する ○ 適用しない
適用する場合の塗装の範囲及び種類
塗装範囲 ○ 図示 ○ _____
塗装種類 ○ _____
4. 耐火被覆材の接着する面以外の塗装
○ 適用する ○ 適用しない
適用する場合の塗装の範囲及び種類
塗装範囲 ○ 図示 ○ 改修工事標準仕様書8.17.2(7)～(4)
塗装種類 ○ _____

▶ 24. 仮組

▶ 25. 溶接材料

(1) 溶接棒等及びガス以外の溶接材料 (8.2.10)
(2) スタッド(JIS B 1198(頭付きスタッド))の種類 * 図示 (8.2.10)
(3) 溶接部の外観試験 (8.15.11)
試験方法等 ○ _____
確認方法等 ○ _____
(4) 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 (8.15.11)
* 行う ○ 行わない
(5) 開先及びスカラーアップの形状 * 図示 (8.15.4 8.15.7)
(6) 溶接作業者の技量付加試験 (8.15.3)
○ 行わない
○ 行う
試験要領 ○ 図示 ○ _____
(7) エンドタブを切断する場合の適用箇所 (8.15.7)
○ 有り 切断箇所及び切断範囲 * 図示 ○ _____
(8) 切断面の仕上げ (8.15.7)
* グラインダーにより、粗さ100umRz程度以下及びノッチ深さ1mm程度以下
○ _____
モルタルの種類 * 無収縮モルタル ○ _____ (8.2.12)

▶ 26. 柱底均しモルタル

▶ 27. 鉄骨の錆止め塗料

(1) 塗装の範囲及び種類 (8.17.2 8.17.4)
7. 耐火被覆材の接着する面の塗装
○ 適用する ○ 適用しない
適用する場合の塗装の範囲及び種類
塗装範囲 ○ 図示 ○ _____
塗装種類 ○ _____
4. 耐火被覆材の接着する面以外の塗装
○ 適用する ○ 適用しない
適用する場合の塗装の範囲及び種類
塗装範囲 ○ 図示 ○ 改修工事標準仕様書8.17.2(7)～(4)
塗装種類 ○ _____

25/30

9. 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の塗装種類

* 改修標準仕様書 表7.3.1のA種 ○ _____

▶ 28. 耐火被覆の種類等

(1) 種類 * 耐火材吹付け ○ 耐火板張り (8.18.2)
○ 耐火材巻付け ○ ラス張りモルタル塗り
○ 耐火塗料
(2) 材料及び工法等
○ 図示 ○ _____
(3) 耐火性能 ○ 30分耐火 ○ 1時間耐火 ○ 2時間耐火
溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理 (8.20.5)
* 改修標準仕様書8.20.5(1)(7)及び(4)による
○ _____

▶ 29. 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合

(1) 既存仕上げ等の撤去範囲 (8.21.2 8.22.2 8.23.2)
○ 最小限の範囲 ○ 図示
(2) 設備機器、配管等の撤去、移設 ○ 図示
(3) 既存構造体の撤去範囲、鉄筋及び鉄骨の処置 ○ 図示 (8.21.3 8.22.3 8.23.3)

▶ 30. 既存部分の撤去等

(1) 打継ぎ面となる範囲の目荒らしの程度
○ 平均深さ5mm ○ 平均深さ10mm ○ 図示
(2) 目荒らしの範囲
柱、梁 ○ 打継ぎ面の30%
○ 打継ぎ面の75%
○ 図示
壁面 ○ 打継ぎ面の15%
○ 打継ぎ面の30%
○ 図示
○ 割製補強筋 ○ はしご筋 (8.21.6 8.22.7)
施工箇所 ○ 図示
打込み工法の種類 ○ 流込み工法 (8.21.8 8.23.5)
○ 圧入工法
各工事後の仕上げ * 図示 (8.21.10 8.22.9 8.23.7 8.24.7)
柱頭柱脚の隙間寸法 ○ 図示 ○ _____ (8.23.6)

▶ 31. 既存部分の処理

(1) 材料 ○ 炭素繊維 ○ アラミド繊維 (8.2.13)
○ ガラス繊維 ○ _____
(2) 材質(含浸硬化後) 引張強度 _____ N/mm² (8.2.12)
ヤング係数 _____ N/mm²
(3) 工法 ○ シート工法 ○ テープ工法 (8.2.12)
○ ストランド工法 ○ _____
(4) ひび割れ部の改修 * 行う ○ 行わない (8.24.6)
(5) 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ○ 図示 (8.24.6)
(6) 連続繊維補強材の強度試験
○ 行う(試験数量) * 行わない (8.24.6)
(1) 施工 (8.25.2)
7. スリットの幅及び深さ ○ 図示 ○ _____
4. 耐火材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____
9. 遮音材の使用箇所及び仕様 ○ 図示 ○ _____
1. 既存部分の撤去部の補修 ○ 図示 ○ 撤去材と同一材で補修
2.6節(免震改修工事)、2.7節(制振改修工事)、2.8節(土工事及び地業工事)、2.9節(基礎工事) (8.2.15)に係る特記事項は、すべて図示とする。

▶ 32. 既存部との取合い部分

▶ 33. コンクリート及び構造体モルタルの打込み

▶ 34. 仕上げ

▶ 35. 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法

▶ 36. 連続繊維補強工法

▶ 37. 耐震スリット新設工事

▶ 38. 免震改修・制振改修・基礎土工事及び地業工事

● 第9章 環境配慮改修工事

項 目	特 記 事 項
▶ 1. 石綿含有建材の除去工事	施工調査 (9.1.1) 建材の石綿含有調査は、次による。 施工調査の結果を書面により監督員へ報告する。 施工調査の結果、設計図書等と異なる場合は、監督員と協議する。 (1) 調査範囲 ○ 分析調査 _____ヶ所 調査部位 _____ ○ 分析調査済：含有建材等は、図面による。 ○ 石綿非含有 分析結果 ○ 石綿含有 ○ 石綿非含有 分析方法は、JIS A1481「建材製品中のアスベスト含有率測定法」とする。 ● 既存の石綿含有建材の調査報告書の貸与 ● 貸 与 ○ 無 分析調査済 1棟体(3箇所) 調査済部位 1階外壁 (2) 分析方法 (9.1.1) * JIS A 1481-2(建材製品中の含有率測定方法—第2部：試料採取及び石綿含

26/30

株式会社ナカ建築設計
中澤 雅夫

有の有無を判定するための定性分析方法）とする。

● JIS A 1481-1 建材製品中のアスベスト含有率測定方法

(3) 石綿含有建材除去後の仕上げ

○ 図示

(9.1.1)

(4) 石綿粉じん濃度測定

* 行う

○ 行わない

(9.1.1)

測定方法

○ 図示

○

測定時期

○ 図示

○

測定場所

○ 図示

○

測定箇所数

○ 図示

○

(1) 石綿作業主任者

(9.1.1)

石綿含有建材の除去は、石綿作業主任者技能講習修了者又は、平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の資格者のうちから、石綿作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。

(2) 除去作業者

(9.1.1)

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という）は、石綿障害予防規則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者

(9.1.1)

廃石綿等を排出するとき、配置する。

(4) 表示及び掲示

(9.1.1)

7. 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者立入禁止

※表示場所：作業場の見やすい箇所

4. 大気汚染防止法に基づく事前調査結果の概要

※掲示箇所：公衆が見やすい場所（石綿がない場合も）

9. 石綿作業主任者の氏名及び職務内容

※掲示場所：作業場の見やすい箇所

1. 石綿含有建材有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること、石綿の人体に及ぼす作用、石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具

※掲示箇所：作業場の見やすい箇所（石綿がない場合も）

8. 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成17年8月2日 基安発第0802001号）」に基づく「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」

※掲示場所：作業場の見やすい箇所労働者及び周辺住民の見やすい場所

9. 特定粉じん排出等作業を行う場合の届け出の内容

※掲示方法：届出の内容を⑤に追記

9. 石綿であること及び取扱い上の注意事項

※表示箇所：運搬又は保管する場合の容器等

(5) 保護具等

(9.1.1)

作業者は、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
作業者は、半円形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護めがね又はフードを併用する。

(6) 保護衣、作業衣

(9.1.1)

作業者は、隔離空間内で作業する場合は、保護衣を使用し、それ以外は作業衣を使用する。
作業衣は石綿が付着しにくく、付着した石綿が容易に除去できるものとする。

(7) 除去した石綿等の保管及び運搬

除去した石綿含有建材を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の建設副産物等と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる
また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。

(8) 確認及び後片付け

除去作業が終了後、高性能真空掃除機で、床等を清掃する
また、工事監督員の立会の上で、除去が十分行われていることを目視確認を受ける

(9) 処理を行う吹付け材の種類及び処理方法

種類

処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み
(処理を行う範囲は図示)

(10) 処理を行う保温材等の種類及び処理方法

種類

処理方法 * 除去 ○ 封じ込め ○ 囲い込み
(処理を行う範囲は図示)

(1) 石綿含有吹付け材の除去方法

(9.1.3)

* 改修標準仕様書9.1.3(2)⑦による

● 集塵装置付きダクトラインダクト湿式工法

(2) 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止及び梱包

(9.1.1 9.1.3)

① 飛散防止 * 湿潤化 ● 固形化

② 梱包 * 密封処理(二重袋梱包) ○

2. 除去工事共通事項

3. 石綿含有吹付け材の除去等

(3) 除去した石綿含有吹付け材等の処分方法

(9.1.3)

○ 埋め立て処分

* 管理型最終処分場 場所： _____

○ 場所： _____

● 中間処理

* 無害化処理施設 場所： _____

● (株) シグマ 場所： 乙部町字姫川823-1

(1) 石綿含有保温材等の除去方法

(9.1.4)

除去方法 ○ 破砕 ○ 手ばらし

除去方法 ○ 破砕 ○ 手ばらし

(2) 作業場の隔離 * 行う ○ 行わない

(9.1.4)

(1) 石綿含有成形板の種類

(9.1.5)

種類 波型スレート

種類

種類

(2) 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有吹付け材等の処分

(9.1.3)

○ 埋め立て処分

* 安定型最終処分場 場所： _____

○ 場所： _____

○ 中間処理

* 無害化処理施設 場所： _____

○ 場所： _____

(1) 工法の種類

(9.2.3)

○ P1BI ○ P2AI ○ P0DI ● カバー工法

○ T1BI ○ M3DI ○ M4DI

(1) 共通事項：断熱材はノンフロン仕様とする。

(2) 断熱材（現場発泡を除く）

(9.3.2 9.5.2 9.5.4)

適用	保温材料の種類	材料の種類及び品質	厚さ(mm)
●	ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材	○ 1号 ○ 2号 ● 3号 ○ 4号	75 100
●	押出法ポリスチレンフォーム保温材（スキナシ）	○ 1種b ○ A ○ B ○ C ○ 2種b ○ A ○ B ○ C ○ 3種a ○ A ○ B ○ C ○ D ● 3種b ● A ○ B ○ C ○ D	75 100
●	硬質ウレタンフォーム保温材	○ 1種 ● 2種 ● 1号 ○ 2号 ○ 3号 ○ 4号	25 40 50
○	ポリエチレンフォーム保温材	○ 1種 ○ 1号 ○ 2号 ○ 2種 ○ 3種	
○	フェノールフォーム保温材	○ 1種 1号 ○ 1種 2号 ○ AⅠ ○ BⅠ ○ CⅠ ○ DⅠ ○ EⅠ ○ AⅡ ○ BⅡ ○ CⅡ ○ DⅡ ○ EⅡ ○ 1種 3号 ○ AⅠ ○ BⅠ ○ CⅠ ○ DⅠ ○ EⅠ ○ AⅡ ○ BⅡ ○ CⅡ ○ DⅡ ○ EⅡ ○ 2種 1号 ○ AⅠ ○ AⅡ ○ 2種 2号 ○ AⅠ ○ AⅡ ○ 2種 3号 ○ AⅠ ○ AⅡ ○ 3種 1号 ○ AⅠ ○ AⅡ	

(3) 外断熱改修

(9.3.2 9.3.3 9.3.4)

7. 外装材の種類、防火性能、通気層の有無及び厚さ：図示

4. 既存外壁の処置

仕上り材撤去 ● 行う ○ 行わない

下地面の清掃 ● 行う（ 高圧ポンプ水洗い ） ○ 行わない

下地欠損部の改修 ○ 行う 工法 * 図示 ● 行わない

9. 不陸等の下地調整 ○ 図示 ○

1. 断熱材の施工 ○

8. 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法

* 適用する 工法 湿式透湿型外断熱工法 ○ 適用しない

9. 外装材の施工 ● 有機質仕上プラスター ○ 図示

(4) 断熱・防露改修

7. 施工部位及び部位毎の厚さ * 図示

(9.5.2)

4. 断熱材後張り工法において、断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルの適用 ○ 適用あり パネルの仕様 * 図示 ○

(5) 断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

(9.5.2 9.5.4)

* F☆☆☆☆ ○

4. 石綿含有保温材等の除去

5. 石綿含有成形板の除去

6. 断熱アスファルト防水改修工事

7. 外断熱改修工事及び断熱・防露改修工事

27/30

28/30

株式会社ナカ建築設計
中澤 雅夫

	(6) 断熱材現場発泡工法に使用する断熱材（難燃性を有するもの）(9.5.3) 断熱材の種類 * A種1 ○ A種1H ○ _____ 厚さ (mm) ○ _____
▶ 8. ガラス改修工事	(1) 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ (9.4.2) * 図示 ○ _____ (2) 複層ガラスの厚さ * 図示 ○ _____ (9.4.2) (3) 断熱性による区分 * 図示 ○ _____ (9.4.2) (4) 複層ガラスの日射取得性・日射遮蔽性による区分 (9.4.2) * 図示 ○ _____ (5) 乾燥気体の種類 * 図示 ○ _____ (9.4.2) ▶ 9. 屋上緑化改修工事 (1) 芝及び地被類の種類等 * 図示 ○ _____ (9.6.2) (2) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 (9.6.2) * 図示 ○ _____ (3) 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法 (9.6.3) * 適用する ○ 適用しない (4) かん水装置 (9.6.3) ○ 設置しない ○ 設置する (種類 _____) (5) 既存保護層の撤去 ○ 行う ○ 行わない (9.6.3) (6) 新植芝及び地被類の枯補償の期間 (9.6.4) * 引渡しの日から1年 ○ _____

● 第10章 屋根工事

項 目	特 記 事 項									
	(公共建築工事標準仕様書13.2.2)									
▶ 1. 長尺金属板の種類	<table><tr><th>施 工 部 位</th><th>規格名称 (規格番号)</th><th>厚 さ (mm)</th></tr><tr><td>プロパン庫水切り</td><td>* 塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板及び銅帯 (JIS G 3322)</td><td>○ 0.4 ○ 0.35 ● 0.8</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施 工 部 位	規格名称 (規格番号)	厚 さ (mm)	プロパン庫水切り	* 塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板及び銅帯 (JIS G 3322)	○ 0.4 ○ 0.35 ● 0.8			
施 工 部 位	規格名称 (規格番号)	厚 さ (mm)								
プロパン庫水切り	* 塗装溶融5%アルミニウム-亜鉛合金めっき銅板及び銅帯 (JIS G 3322)	○ 0.4 ○ 0.35 ● 0.8								
▶ 2. 下葺材料	下葺材料の適用 (13.2.2) ○ 適用あり ○ JIS A 6005iに基づくアスファルトルーフィング940 ○ 改質アスファルトルーフィング下葺材（釘又はステープルが打てない下地の場合は、粘着層付タイプ） ○ 適用なし									
▶ 2. 長尺金属板の葺き工法等	(1) 形式 * 蟻掛葺き ○ 横葺き ○ 瓦棒葺き (2) 工法 * 立ち巻きはげ工法 ○ 平巻きはげ ○ 溶接 ○ その他 ()									
▶ 3. 既存撤去範囲	○ 既存長尺カラー鉄板 ○ アスファルトルーフィング ○ _____ ○ _____									
▶ 4. 折板葺き	(1) 折板の材料： * JIS G 3312 ○ _____ (2) 形式： * 重ね形 (K) ● はげ締め形 (H) ○ かん合形 (G) (3) 山高： ○ 150mm 厚0.5mm ○ 175mm 厚1.0mm ○ 165mm 厚0.8mm ピッチ 335 mm (4) 軒先面戸板： * 有り ○ 無し (5) 塗装： * 片面 ○ 両面 (6) 断熱材 ○ 有り (種類 _____ 厚さ _____) ● 無し 耐火性能 ○ 耐火30分 ● 不燃									

● 第11章 その他

項 目	特 記 事 項
	(公共建築工事標準仕様書3.2.3) (表3.2.1)
▶ 1. 埋戻し及び盛土	○ A種 * B種 ○ C種 ○ D種 C種の場合 (建設発生土受入量： _____ m ³) (発生場所 茅部郡森町宇砂原1丁目183-1)
▶ 2. 建設発生土等の処理	● 場外搬出 (約 3.0 km (捨て場所住所 森町砂原2丁目600-150 砂原土捨て場) (管 理 者 森町) 捨て土均し (○ 有り ○ 無し) (3.2.5) ○ 構内敷均し ○ 構内指示の場所に堆積 (図示による)
▶ 3. 棟番号	(1) 図面図示の箇所に (* 設置 ○ 記入)
▶ 4. 換気口	(1) 室内： プラスチック製 寸法φ150

	床下： * 鋼鉄製 寸法160×375（防虫網付き） ○ 樹脂製
▶ 5. バルコニー排水、ドレンパイプ	(1) 排水ドレイン：φ50（BOLA） 白ガス管：φ50
▶ 6. 連絡板	(1) B1規格品 ○ 6戸用 ○ _____戸用
▶ 7. 家屋段階調査	(1) 次のそれぞれの工事終了後、家屋の調査を行うこと。 ○ 杭工事 ○ 基礎工事 ○ 躯体工事 ○ _____ * 調査は「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）」による事業損失部門に登録している業者に調査させること。 * 調査箇所は、当該敷地に隣接する敷地の家屋とする。 調査戸数 _____戸 * 調査内容は、工事監督員と協議すること。
▶ 8. 概数等発注	(1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。 なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。 (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。 (3) 概数として取り扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。 なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。 (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として取り扱うことがある。 (5) 概数 7. 工事数量総括表細目別内訳の備考欄に「概数」又は「概」と表示された項目・数量 イ. 次の項目・数量

区 分	設計数量（単位）		確定数量（単位）	
鉄筋露出部補修	m		m	
鉄筋露出部補修（暴露端）	か所		か所	
ひび割れ補修 0.2≦W≦1.0mm	91.9 m		m	
ひび割れ補修 1.0mm<W	m		m	
浮き補修	㎡		㎡	
欠損部補修 一般 300×300以下	か所		か所	
欠損部補修 小規模 100×100以下	か所		か所	
欠損面補修	㎡		㎡	
	積込・運搬量	処分量	積込・運搬量	処分量